

いなべ市 法適用処分一覧表【不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	処分ID(法適用)	県特例条例根拠	個票
◎総務部 総務課							
1	地縁による団体の認可の取消し	地方自治法	第260条の2第1項、第2、第14項		740		1
2	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項		28101		2
◎総務部 管財課							
3	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項		739		3
4	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項		833		4
5	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項		834		5
◎総務部 職員課							
6	職員団体規約の認証の取消し	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律	第8条第1項		687		6
7	職員団体の登録取消し、効力停止	地方公務員法	第53条第6項		738		7
◎総務部 防災課							
8	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項		633		8
9	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項		634		9
10	居住者等への水防業務従事命令	水防法	第24条		700		10
11	危険物質等の取扱者の措置命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第103条第3項		1122		11
12	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項		1123		12
13	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	ガス事業法	第46条第1項、第47条第1項及び第47条の2第1項		2507		13
14	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第83条第1項、第83条の2第1項及び第83条の2第2項		2508		15
15	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	電気用品安全法	第45条第1項、第46条第1項及び第46条の2第1項		2509		16
16	職消費生活用製品の販売事業者から報告徴収、立入検査、提出命令	消費生活用製品安全法	第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項		2520		17
17	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項	別紙	28102		18
18	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項	別紙	28103		22
19	危険物質等の取扱者の措置命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第103条第3項		28104		30
20	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項		28105		32
21	居住者等への水防業務従事命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第24条		28106		33
◎都市整備部 都市整備課							
22	原状回復等の措置の指示	都市公園法	第10条第2項		777		34

23	原因者への費用負担命令	都市公園法	第13条		778		35
24	附帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	第14条第2項		779		36
25	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第2項		780		37
26	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第4項		781		38
27	都市公園の原状回復等の命令	都市公園法	第27条第1項		782		39
28	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	都市公園法	第27条第9項		783		40
29	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		784		41
30	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)	都市公園法	第33条第4項		785		42
31	公園予定区域等における附帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		786		43
32	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項		787		44
33	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)	都市公園法	第33条第4項		788		45
34	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)	都市公園法	第33条第4項		789		46
35	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)	都市公園法	第33条第4項		790		47
◎都市整備部 住宅課							
36	特定空家等に対する措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第14条		3002		48
37	過料	空家等対策の推進に関する特別措置法	第16条		3003		50
◎市民部 市民課							
38	住民票の職権削除	住民基本台帳法	第8条		3203		51
◎市民部 保険年金課							
39	被保険者証の返還命令	国民健康保険法	第9条第3項		616		52
40	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法	第42条第2項		617		53
41	故意の場合の給付制限	国民健康保険法	第60条		618		54
42	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法	第61条		619		55
43	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法	第62条		620		56
44	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法	第63条		621		57
45	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2		622		58

46	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法	第65条第1項		623		59
47	国保医に対する連帯納付命令	国民健康保険法	第65条第2項		624		60
48	療養取扱機関の費用納付命令等	国民健康保険法	第65条第3項		625		61
49	保険料の徴収	国民健康保険法	第76条		626		62
50	保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律	第104条第1項及び第107条第1項		2104		63
◎環境部 環境衛生課							
51	転換計画の認定の取消し	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第5項		558		64
52	浄化槽の清掃について必要な指示	浄化槽法	第41条第1項		664		65
53	浄化槽清掃業の許可の取消し等	浄化槽法	第41条第2項		665		66
54	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		841		67
55	一般廃棄物処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3		842		68
56	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		843		69
57	一般廃棄物処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4		844		72
58	廃棄物処理業者への必要な措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第1号		845		75
59	支障の除去のための措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4第1項		846		76
60	支障の除去のための措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4の2第1項		847		77
61	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第2項		848		78
62	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第3項		849		79
63	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第4項		850		80
◎環境部 環境政策課							
64	悪臭物質排出減少措置の実施命令	悪臭防止法	第8条第2項		892		81
65	特定施設に係る騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第12条第2項		916		82
66	特定建設作業に係る騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第15条第2項		917		83
67	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第2項		1009		84
68	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可の取消し	墓地、埋葬等に関する法律	第19条		2523		85
69	特定施設に係る振動防止方法の改善命令	振動規制法	第12条第2項		28107		86
70	特定建設作業に係る振動防止方法の改善命令	振動規制法	第15条第2項		28108		87
◎福祉部 介護保険課							
71	職権による要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第30条第1項		954		88
72	要介護認定の取消し	介護保険法	第31条第1項		955		89
73	要支援認定の取消し	介護保険法	第34条第1項		956		90
74	保険給付の制限	介護保険法	第64条		957		91
75	保険給付の制限	介護保険法	第65条		958		92

76	保険料滞納者に係る支払方法の変更	介護保険法	第66条第1項及び第2項		959	93
77	保険給付の支払の一時差止	介護保険法	第67条第1項及び第2項		960	94
78	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	介護保険法	第68条第1項及び第2項		961	95
79	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法	第69条第1項		962	96
80	保険料額の決定	介護保険法	第129条第1項		963	97
81	措置命令	介護保険法	第78条の9第3項		1016	99
82	指定の取消し等	介護保険法	第78条の10		1017	100
83	措置命令	介護保険法	第115条の18第3項		1018	102
84	指定の取消し等	介護保険法	第115条の19		1019	103
85	職権による要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の3第1項		1027	105
86	不正利得の徴収	介護保険法	第22条第1項及び第3項		28109	106
87	不正利得の徴収金納付命令	介護保険法	第22条第2項		28110	107
88	医師の診断命令	介護保険法	第27条第3項ただし書		28111	108
89	調査及び診断命令に応じない申請却下	介護保険法	第27条第10項		28112	109
◎福祉部 長寿福祉課						
90	在宅サービスの提供に係る措置の解除	老人福祉法	第12条		859	111
91	日常生活用具の給付等の措置の解除	老人福祉法	第12条		860	112
92	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	老人福祉法	第12条		861	113
93	入所措置費用の徴収	老人福祉法	第28条第1項		862	114
94	措置命令	介護保険法	第115条の28第3項		1020	118
95	指定の取消し等	介護保険法	第115条の29		1021	119
96	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	介護保険法	第115条の34第3項		28113	120
97	措置命令	介護保険法	第115条の45の8第3項		28114	121
98	指定の取消し等	介護保険法	第115条の45の9		28115	123
◎福祉部 人権福祉課						
99	法令等の違反及び運営不適正による措置命令	社会福祉法	第56条第6項		28116	124
100	措置命令不履行に対する業務停止等	社会福祉法	第56条第7項		28117	125
101	法令違反等による解散命令	社会福祉法	第56条第8項		28118	126
102	公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法	第57条		28119	127
103	災害弔慰金の支給制限	災害弔慰金の支給等に関する法律	第5条		3404	128
104	災害障害見舞金の支給制限	災害弔慰金の支給等に関する法律	第9条		3405	129
◎福祉部 社会福祉課						
105	障害福祉サービス提供の措置解除	児童福祉法	第21条の6		647	130
106	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法	第17条の2第1項第3号		688	131

107	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	身体障害者福祉法	第18条		691		132
108	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法	第38条第1項		694		133
109	職権による保護の変更	生活保護法	第25条第2項		701		134
110	保護の停止、廃止	生活保護法	第26条		702		135
111	調査に応じないときの保護廃止等	生活保護法	第28条第5項		703		136
112	保護の変更、停止、廃止	生活保護法	第62条第3項		704		137
113	保護に要した費用返還額決定	生活保護法	第63条		705		138
114	扶養義務者からの保護費用徴収	生活保護法	第77条		706		139
115	不正受給者からの保護費用徴収	生活保護法	第78条		707		140
116	障害福祉サービスの提供措置の解除	知的障害者福祉法	第15条の4		711		141
117	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第1号		713		142
118	障害者支援施設等への入所措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第2号		714		143
119	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法	第27条		715		144
120	障害児福祉手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条ただし書		930		145
121	障害児福祉手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第20条		931		146
122	障害児福祉手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第22条第2項		932		147
123	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第24条		933		148
124	障害児福祉手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		934		149
125	調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		935		150
126	障害児福祉手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		936		151
127	特別障害者手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の2		937		152
128	特別障害者手当の支給の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の4		938		153
129	特別障害者手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		939		154
130	調査拒否等による特別障害者手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		940		155
131	特別障害者手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		941		156
132	特別障害者手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		942		157
133	特別障害者手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		943		158
134	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		944		159
135	職親委託措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第3号		1022		160
136	介護給付費等の支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第25条第1項		1028		161
137	自立支援医療費支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項		1029		162
138	障害児福祉手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第21条		1031		163
139	特別障害者手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		1032		164
140	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第8条		1096		165
141	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の6第1項		1119		166

142	職権による支援給付の変更決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2032		167
143	支援給付の停止、廃止	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2033		169
144	調査に応じないときの支援給付廃止等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2034		170
145	支援給付の変更、停止及び廃止	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2035		171
146	支援給付に要した費用返還額の決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2036		173
147	扶養義務者からの支援給付費用徴収	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2037		174
148	不正受給者からの支援給付費用徴収	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		2038		176
149	障害児通所給付費等の決定の取消し	児童福祉法	第21条の5の9第1項		2511		178
150	指定特定相談支援事業者の指定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項		2512		179
151	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し	児童福祉法	第24条の36第1項		2513		180
152	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項		2708		181
153	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の55第1項		2709		182
154	不正利得の徴収	生活困窮者自立支援法	第12条第1項		2710		183
155	生活困窮者住居確保給付金の支給の中止	生活困窮者自立支援法施行規則	第12条第2項及び第15条		2711		184
156	再支給の制限	生活困窮者自立支援法施行規則	第16条		2712		185
157	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の35第3項		28121		186
158	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の40第3項		28122		187
159	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等	児童福祉法	第57条の2第1項及び第2項		28123		188
160	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項		28124		189
161	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項		28125		190
162	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項		28126		191
163	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項		28127		192
164	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第51条の55第1項		28128		193
◎健康こども部 保育課							
165	保育の実施等の解除	児童福祉法	第24条		652		194

166	保育の実施に要する保育費用の徴収	児童福祉法	第56条第3項		655		196
167	費用の滞納等に対する処分	児童福祉法	第56条第9項		1083		198
168	事業の停止又は施設の閉鎖命令	児童福祉法	第59条第5項		2515		199
169	緊急の場合の事業の停止又は施設の閉鎖命令	児童福祉法	第59条第6項		2516		200
170	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条		2713		201
171	子育て支援給付の取消し	子ども・子育て支援法	第24条		2714		203
172	施設等利用給付認定の取り消し	子ども・子育て支援法	第30条の9		3309		210
173	特定教育・保育施設の設置者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第39条		2715		204
174	特定教育・保育施設の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条		2716		205
175	特定地域型保育事業者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第51条		2717		207
176	特定地域型保育事業者の取消し	子ども・子育て支援法	第52条		2718		208
177	特定教育・保育提供者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第57条		2719		209
178	特定子ども・子育て支援提供者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第58条の9		3310		212
179	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し	子ども・子育て支援法	第58条の10		3311		214
180	特定保育所の保育費用の徴収	子ども・子育て支援法	附則第6条第4項		28129		216
181	家庭的保育事業者に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項		28131		218
182	家庭的保育事業者に対する事業制限又は停止命令	児童福祉法	第34条の17第4項		28132		219
183	家庭的保育事業等に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項		28133		220
184	家庭的保育事業等の停止命令等	児童福祉法	第34条の17第4項		28134		221
185	公私連携法人の指定の取消し	児童福祉法	第56条の8第11項		28135		222
186	家庭的保育事業等の認可の取消し	児童福祉法	第58条第2項		28136		223
187	公私連携保育法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項		28141		224
◎健康こども部 児童福祉課							
188	受給資格の喪失	児童手当法	第4条		641		225
189	児童手当支給の制限	児童手当法	第5条		642		227
190	児童手当の不支給	児童手当法	第10条		643		228
191	調査拒否等による手当支払差止め	児童手当法	第11条		644		229
192	児童手当の支払いの調整	児童手当法	第13条		645		230
193	不正利得の徴収	児童手当法	第14条		646		231
194	事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法	第21条の13		649		232
195	母子家庭の母に対する居宅における介護等の措置の解除	母子及び寡婦福祉法	第17条		851		233

196	寡婦に対する居宅における介護等の措置の解除	母子及び寡婦福祉法	第33条第2項		852		234
197	受給資格者の所得による児童扶養手当の支給の制限①	児童扶養手当法	第9条		1030		235
198	母に対する児童扶養手当の支給の制限	児童扶養手当法	第10条		1034		236
199	養育者に対する児童扶養手当の支給の制限	児童扶養手当法	第11条		1035		237
200	児童扶養手当の返還	児童扶養手当法	第12条第2項		1036		238
201	受給資格者に対する児童扶養手当の支給の制限	児童扶養手当法	第13条の2第1項		1037		239
202	規定違反に対する児童扶養手当の支給の制限	児童扶養手当法	第14条		1038		240
203	届出等不履行による児童扶養手当の支払の差止め	児童扶養手当法	第15条		1039		242
204	不正利得の徴収	児童扶養手当法	第23条第1項		1040		243
205	受給資格者の所得による支給の制限②	児童扶養手当法	第9条の2		2514		244
206	父子家庭の父に対する居宅における介護等の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7		28130		245
207	寡婦日常生活支援の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第3項		28137		246
208	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31の2		28138		247
209	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第3		28139		248
210	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の2		28140		249
211	受給資格者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第13条の3第1項		28142		250
212	児童扶養手当の支払の調整	児童扶養手当法	第31条		28143		251
◎健康こども部 家庭児童相談室							
213	助産の実施の解除	児童福祉法	第22条		650		252
214	母子保護の実施の解除	児童福祉法	第23条		651		253
215	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	児童福祉法	第25条の7第1項第2号		653		254
216	障害福祉サービス及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項		654		255
◎健康こども部 健康推進課							
217	賠償受給による給付の制限	予防接種法	第18条第1項		853		260
218	賠償受給額相当額の返還命令	予防接種法	第18条第2項		854		261
219	不正受給者からの給付額の徴収	予防接種法	第19条第1項		855		262
220	予防接種の実費の徴収	予防接種法	第28条		856		263
221	障害年金の給付の額の改定	予防接種法施行令	第15条		857		265

222	命令に従わない場合の給付差止め	予防接種法施行令	第16条第2項		858		268
223	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項		1008		269
224	物件に係る措置の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第3項		1010		270
225	費用の徴収	母子保健法	第21条の4第1項		28144		271
◎健康子ども部 新型コロナワクチン接種課							
226	賠償受給による給付の制限(新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。)	予防接種法	第18条第1項		3407		272
227	賠償受給額相当額の返還命令(新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。)	予防接種法	第18条第2項		3408		273
228	不正受給者からの給付額の徴収(新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。)	予防接種法	第19条第1項		3409		274
229	障害年金の給付の額の改定(新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。)	予防接種法施行令	第15条		3410		275
230	命令に従わない場合の給付差止め(新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。)	予防接種法施行令	第16条第2項		3411		278
◎農林商工部 農林課							
231	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条		660		279
232	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項		662		281
233	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の16		698		282
234	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項		813		284
235	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項		814		285
236	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項		815		286
237	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項		816		287
238	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項		817		288
239	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項		818		290
240	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項		819		291
241	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		820		292
242	特別徴収金の徴収(法第36条の2第1項準用)	土地改良法	第96条の4		821		293
243	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		822		294
244	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4		823		295
245	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		824		296
246	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4		825		297
247	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項		826		298
248	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条		827		299

249	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項		837		300
250	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項		838		301
251	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第87条第1項		839		303
252	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項		840		304
253	違反行為に対する措置命令(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場	土地改良法	第134条第1項		2019	○	305
254	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9		28145		306
255	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条		28146		307
256	措置命令	農地法	第44条第1項		28147		308
257	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項		28150		309
258	農用地利用集積計画の取消し	農業経営基盤強化促進法	第20条の2第2項		28151		310
259	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項		28152		311
260	準用する土地改良法第108条第2項による清算金の徴収	農住組合法	第11条		28153		312
◎農林商工部 商工観光課							
261	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令	自然公園法	第58条		639		313
262	原因者への工事費用負担命令	自然公園法	第59条		640		314
◎農林商工部 獣害対策課							
263	違反に対する措置命令(第9条第1項の許可に係るものであって、法第9条第5項の規定により付された条件に違反した者に係るものに限	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第1項		2517		315
264	許可の取消し(第9条第1項の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第10条第2項		2518		316
265	登録の取消し	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項		2519		317
266	措置命令及び取消し	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第15条第10項及び第11項		28154		318
267	措置命令及び取消し	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項		28155		319
◎建設部 管理課							
268	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第18条(第100条において準用する場合を含む。)		536		320
269	洪水時等における業務従事命令	河川法	第22条第2項(第100条において準用する場合を含む。)		537		321
270	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第31条第2項(第100条において準用する場合を含む。)		538		322
271	流水占用料等の徴収	河川法	第32条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		539		323

272	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第44条第1項(第100条において準用する場合を含む。)	540		324
273	ダム の 操 作 規 程 の 変 更 命 令	河川法	第47条第4項(第100条において準用する場合を含む。)	541		325
274	洪水調節のための指示	河川法	第52条(第100条において準用する場合を含む。)	542		326
275	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第67条(第100条において準用する場合を含む。)	543		327
276	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第68条第2項(第100条において準用する場合を含む。)	544		328
277	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第70条第1項(第100条において準用する場合を含む。)	545		329
278	特別水利使用者への費用負担命令	河川法	第70条の2第1項(第100条において準用する場合を含む。)	546		330
279	延滞金の徴収	河川法	第74条第5項(第100条において準用する場合を含む。)	547		334
280	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第75条第1項(第100条において準用する場合を含む。)	548		335
281	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第75条第2項(第100条において準用する場合を含む。)	549		336
282	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第76条第3項(第100条において準用する場合を含む。)	550		337
283	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条	744		338
284	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項	745		339
285	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項	746		340
286	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項	747		344
287	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2	748		345
288	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項	749		346
289	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の4	750		347
290	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の3第2項	751		348

291	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項		752		349
292	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項		753		350
293	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項		754		351
294	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12		755		352
295	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の15及び第48条の16		756		353
296	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項		757		354
297	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項		758		355
298	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条		759		356
299	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項		760		357
300	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項		761		358
301	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項		762		359
302	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項		763		360
303	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項		764		361
304	負担金等の督促	道路法	第73条第1項		765		362
305	督促手数料及び延滞金の徴収	道路法	第73条第3項		766		363
306	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項		767		364
307	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		768		368
308	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		769		369
309	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		770		370
310	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項		771		371
311	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項		772		372
312	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項		773		373
◎水道部 下水道課							
313	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第3項		559		374
314	特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第12条の5		561		375

315	施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第18条		562		378
316	汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第18条の2		563		379
317	改築工事原因者への費用負担命令	下水道法	第19条		564		380
318	下水の排除の停止命令等	下水道法	第37条の2		565		381
319	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第1項		566		384
320	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第2項		567		385
321	補償金の原因者に対する負担命令	下水道法	第38条第6項		568		386
322	特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第12条の9第2項		28156		387
◎水道部 水道工務課							
323	専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令	水道法	第37条		2522		388
324	小規模水道布設工事の設置者に対する施設改善命令	三重県小規模水道条例	第14条	三重県の事務処理の特例に関する条例	28157	○	390
325	小規模水道の設置者に対する給水の停止命令	三重県小規模水道条例	第15条	三重県の事務処理の特例に関する条例	28158	○	391
◎教育委員会事務局 教育総務課							
326	学校施設の返還命令	学校施設の確保に関する政令	第4条		551		392
327	学校施設にある工作物等移転命令	学校施設の確保に関する政令	第15条		552		393
◎教育委員会事務局 学校教育課							
328	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条	保育課へ補助執行	28159		394
329	子育て支援給付の取消し	子ども・子育て支援法	第24条	保育課へ補助執行	28160		396
330	特定教育・保育施設の設置者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第39条	保育課へ補助執行	28161		397
331	特定教育・保育施設の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条	保育課へ補助執行	28162		398
332	特定地域型保育事業者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第51条	保育課へ補助執行	28163		400
333	特定地域型保育事業者の取消し	子ども・子育て支援法	第52条	保育課へ補助執行	28164		401
334	特定教育・保育提供者への勧告、命令等	子ども・子育て支援法	第57条	保育課へ補助執行	28165		402
335	放課後児童健全育成事業者に対する措置命令	児童福祉法	第34条の8の3第3項		28166		403
336	放課後児童健全育成事業者に対する事業の制限又は停止命令	児童福祉法	第34条の8の3第4項		28167		405
337	公私連携保育法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項		28168		406
◎教育委員会事務局 生涯学習課							
338	公民館の事業又は行為の停止命令	社会教育法	第40条第1項		661		407
339	重要文化財の現状変更等のうち、一定のもの(軽微なもの)の許可の取消し及び停止命令	文化財保護法	第43条第4項		2004	○	408

340	文化庁長官が許可した重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令	文化財保護法	第43条第4項(第125条第3項において準用する場合を含む。)		2005	○	409
341	重要文化財、重要有形民俗文化財の公開の停止命令	文化財保護法	第51条第5項(第51条の2、第85条において準用する場合を含む。)		2006	○	410
342	文化庁長官が許可した所有者等以外の者による重要文化財の公開の停止命令	文化財保護法	第53条第4項		2007	○	411
343	指示、発掘の禁止、停止、中止命令	文化財保護法	第92条第2項		2008	○	412
344	行為の停止又は禁止命令	文化財保護法	第96条第2項		2009	○	413
345	停止期間の延長	文化財保護法	第96条第5項		2010	○	414
346	停止命令、停止期間の延長	文化財保護法	第96条第7項		2011	○	415
347	史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のもの(軽微なもの)の許可の取消し及び停止命令	文化財保護法	第125条第3項		2013	○	416
◎農業委員会事務局							

ID: 740

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項、第2項、第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID:28101

担当部署： 総務部 総務課

処分の概要	分担金等の督促		
法令名 根拠条項	地方自治法 第 231 条の 3 第 1 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 67 号		
<p>【根拠条文】 (督促、滞納処分等) 第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。 督促について、条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 739

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	行政財産の使用許可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第 238 条の 4 第 9 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 67 号		
<p>【基準】</p> <p>法第238条の4第9項の規定による。</p> <p>9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 833

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令		
法令名 根拠条項	土地収用法 第 128 条第 3 項		
法令番号	昭和 26 年法律第 219 号		
<p>【基準】</p> <p>法第128条第3項の規定による。</p> <p>第128条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 834

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令（第128条第3項の準用）		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
<p>【基準】 準用する法第128条第3項の規定による。 第128条 3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 687

担当部署: 総務部 職員課

処分の概要	職員団体規約の認証の取消し		
法令名 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第8条第1項		
法令番号	昭和53年法律第80号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条第1項の規定による。</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第8条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第5条の規定による認証を取り消すことができる。</p> <p>(1) 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき(混合連合団体となつた場合を除く。)</p> <p>(2) 混合連合団体の構成員の総員中一般職の国家公務員の数、裁判所職員の数及び非現業の一般職の地方公務員の数の合計数が過半数を占めなくなつたとき。</p> <p>(3) 規約に、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする旨を定めた規定が存しなくなつたとき(団体の活動として規約に定める目的を著しく逸脱する行為等を継続し、又は反覆することにより、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的としていると認められなくなつたときを含む。)</p> <p>(4) その他当該職員団体等が職員団体等でなくなつたとき。</p> <p>(5) 規約が第5条各号に掲げる要件に該当しないものとなつたとき、又は規約に法令の規定に違反する事項が記載されるに至つたとき。</p> <p>(6) 当該職員団体等について規約の規定中第5条第2号又は第3号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。</p>			
備考	<p>この処分は、三重県市町公平委員会が事務を行う。</p> <p>※三重県市町公平委員会は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき設置された機関</p>		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 738

担当部署: 総務部 職員課

処分の概要	職員団体の登録取消し、効力停止		
法令名 根拠条項	地方公務員法 第 53 条第 6 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 261 号		
<p>【基準】 法第53条第6項の規定による。その他条例の定めによる。 第53条第6項 6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第2項から第4項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第9項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、60日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。</p>			
備考	<p>この処分は、三重県市町公平委員会が事務を行う。 ※三重県市町公平委員会は、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づき設置された機関</p>		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 633

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項		
法令番号	昭和 36 年法律第 223 号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第1項の規定による。</p> <p>(市町村長の事前措置等)</p> <p>第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p> <p>(市町村長の避難の指示等)</p> <p>第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 634

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第 65 条第 1 項		
法令番号	昭和 36 年法律第 223 号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。</p> <p>第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 24 年 4 月 1 日

ID: 700

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務)</p> <p>第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成24年4月1日

ID: 1122

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	危険物質等の取扱者の措置命令		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第103条第3項		
法令番号	平成16年法律第112号		
<p>【基準】</p> <p>法第103条第3項の規定による。</p> <p>第103条</p> <p>3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（※危険物については、消防法第12条の3）</p> <p>(2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限</p> <p>(3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄</p> <p>いなべ市国民保護計画による。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成24年4月1日

ID: 1123

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第111条第1項		
法令番号	平成16年法律第112号		
<p>【基準】</p> <p>法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>いなべ市国民保護計画による。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成24年4月1日

ID: 2507

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令
法令名 根拠条項	ガス事業法 法第 171 条第 1 項、第 172 条第 1 項、第 173 条第 1 項及び第 188 条 ガス事業法施行令 第 14 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
法令番号	昭和 29 年法律第 51 号
<p>【根拠条文】</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第 171 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 172 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる</p> <p>(ガス用品の提出)</p> <p>第 173 条 経済産業大臣は、前条第 1 項の規定によりその職員に、又は同条第 5 項の規定により機構にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められるガス用品があったときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>法第 188 条の規定による。 (都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第 188 条 この法律に規定する経済産業大臣の権限(次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市長が行うこととすることができる。</p> <p>ガス事業法施行令 (都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第 14 条 法第 171 条第 1 項、第 172 条第 1 項及び第 173 条第 1 項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、ガス用品の販売の事業を行う者に関するもの(以下この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。</p> <p>(1) その事業場の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長)</p> <p>(2) その事業場の所在地が町村の区域に属する場合 当該町村を包括する都道府県の知事</p> <p>2 前項の規定により立入検査等事務を行った都道府県知事又は市長は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により都道府県知事又は市長が立入検査等事務を行う場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ</p>	

れ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。

備考

設定年月日

平成 25 年 4 月 1 日

最終変更年月日

平成 29 年 4 月 1 日

ID: 2508

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令		
法令名 根拠条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第 83 条第 1 項、第 83 条の 2 第 1 項及び第 83 条の 2 第 2 項		
法令番号	昭和 42 年法律第 149 号		
【根拠条文】	<p>(報告の徴収)</p> <p>第 82 条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備士、特定液化石油ガス設備工事事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第 83 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。</p> <p>(液化石油ガス器具等の提出)</p> <p>第 83 条の 2 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に、又は同条第九項の規定により機構に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせ、又は検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる液化石油ガス器具等があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 (都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第 13 条第 7 項 法第 82 条第 1 項、第 83 条第 1 項及び第 83 条の 2 第 1 項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するもの(以下この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。</p> <p>(1) 当該事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所が市の区域に属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長)</p>		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

ID: 2509

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	電気用品の販売事業者から報告徴収、立入検査、提出命令		
法令名 根拠条項	電気用品安全法 法第45条第1項、第46条第1項及び第46条の2第1項		
法令番号	昭和36年法律第234号		
<p>【基準】</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第45条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第28条第2項に規定する事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第46条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第28条第2項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>(電気用品の提出)</p> <p>第46条の2 経済産業大臣は、前条第1項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第4項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>電気用品安全法施行令 (都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第五条 法第45条第1項、第46条第1項及び第46条の2第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて、電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者に関するもの(以下この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。この場合においては、法中立入検査等事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事又は市長に関する規定としてそれぞれ都道府県知事又は市長に適用があるものとする。</p> <p>(1) その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要があると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長)</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2520

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	消費生活用製品の販売事業者から報告徴収、立入検査、提出命令		
法令名 根拠条項	消費生活用製品安全法 第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項 消費生活用製品安全法施行令 第14条第1項		
法令番号	昭和48年法律第31号		
<p>【基準】</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第40条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対し、その業務の状況(届出事業者に対しては業務又は経理の状況)に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(消費生活用製品の提出)</p> <p>第42条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせ、又は同条第五項若しくは第七項の規定により機構に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>消費生活用製品安全法施行令 (都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第14条 法第40条第1項、第41条第1項及び第42条第1項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に関するもの(以下この条において「立入検査等事務」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。</p> <p>1 その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地が市の区域に属する場合 当該市の長(当該市の長の要請があり、かつ、当該市を包括する都道府県の知事が必要であると認める場合には、当該都道府県知事及び当該市長)</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID:28102

担当部署： 総務部 防災課

処分の概要	災害の拡大防止措置の指示		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第59条第1項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等)</p> <p>第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p> <p>別紙 地域防災計画による第3部「発災後対策」第6章「特定災害対策」 第1節「危険物施設等の保全」第3項「対策」</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

第6章 特定災害対策

第1節 危険物施設等の保全

第1項 活動方針

○大規模地震発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の二次災害を防止する。

第2項 主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にか かる対策）

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
施設状況の情報収集・提供、災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	市民対策部、 消防機関	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速 やかに	・危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物 施設・火薬類施設・放射線物質施設 の被害情報(可燃性物質や毒劇物の 漏洩・流出・飛散情報、放射性物質 の飛散情報等)【防災関係機関】

第3項 対策

■市が実施する対策

1 危険物施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。(消防法第12条の3)

2 高圧ガス施設・火薬類施設

(1) 災害発生防止の緊急措置

災害発生防止の緊急措置として、市長は次の措置をとる。

- ア 消防機関への出動命令及び警察官、海上保安官への出動要請
- イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去
- ウ 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

(2) 災害応急対策

ア 住民の安全の確保

消防職員は、地震災害における危険時に、ガス事業所、高圧ガス製造所、火薬類製造施設等の事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態を周知し、住民の安全を確保する。

イ 火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ危険が生じるおそれのある区域での火気の手配の制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ウ 避難の指示及び場所

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難のすべき理由を周知し、自主防災組織

と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

3 毒劇物施設

市は、警察本部、県、消防署へ毒物劇物保有状況等の情報提供を行うとともに、以下の措置を講ずる。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護及び避難誘導等の措置
- (5) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡

4 放射性物質施設（市役所、桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署、いなべ警察署）

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生の特報を受けた桑名保健所及びいなべ警察署は、相互に密接な連絡のもとに次の応急措置を実施する。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示及び勧告
- (5) 被ばく者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染の可能性がある場合の河川下流の水道水取水地区の担当機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあつては、販売事業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜関係事業者の実施する対策＞

1 危険物施設

危険物保安監督、危険物取扱者等は、県、市の指導を受けて、危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

- (1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
- (2) 初期消火要領の徹底、並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
- (3) 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立
- (4) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動による、従業員周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

2 高圧ガス施設

災害発生及び拡大防止を図るため、事業者は次の措置をとる。

- (1) 地震発生後、直ちに施設等の緊急点検を行い、漏洩等の異常の有無について確認を行う。
- (2) 漏洩等の異常を発見したときは、二次災害防止のため、直ちに運転停止や応急修理等の措置を講じる。
- (3) 地震による二次災害の発生又は発生のおそれがある場合、事業者は中部近畿産業保安監督部、県、市、警察、消防に通報する。なお、高圧ガスの移動中における事故発生時には、迅速かつ

適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得る。

- (4) 事業者等は、施設等の応急措置を行うため、事故現場に急行する場合には、関係者であることを識別できる服装等を着用する。

3 火薬類施設

危険時に際して、火薬類の所有者又は占有者は「火薬類取締法」に定める応急の措置を講じるとともに、警察、消防に届け出る。

4 毒劇物施設

毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、桑名保健所、いなべ警察署又は桑名消防本部（いなべ消防署・北分署）に届け出る。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

5 放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

放射性物質を扱う医療機関等においては、放射性物質の使用及び輸送中の事故の可能性が考えられる。また、いなべ市は福井県美浜原子力発電所から直線距離で約80kmという立地条件にあるものの、原子炉運転事故による放射性物質の拡散は、風向・風速、地形等に左右されて予測が難しく、想定される全ての事態に備える必要がある。

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合、以下の応急対策を実施する。

(1) 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報する。

- ア 桑名保健所
- イ いなべ警察署
- ウ 桑名市消防本部（いなべ消防署・北分署）
- エ 市役所

(2) 汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

<中部近畿産業保安監督部の実施する対策>

1 高圧ガス施設・火薬類施設

災害発生及び拡大防止を図るため、次の措置をとる。

- ア 液化石油ガス等の販売、貯蔵及び移動の制限等
- イ 高圧ガス製造所、火薬類製造施設の事業者に対する応急対策等の指導
- ウ 県が実施する高圧ガス施設・火薬類施設にかかる緊急措置に対する支援

ID:28103

担当部署： 総務部 防災課

処分の概要	応急措置業務への従事命令		
法令名 根拠条項	災害対策基本法 第 65 条第 1 項		
法令番号	昭和 36 年法律第 22 号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。</p> <p>第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p> <p>別紙</p> <p>地域防災計画による第3部「発災後対策」第1章「災害対策本部機能の確保」 第3節「自衛隊への災害派遣要請の要求」第3項「対策」</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

第3節 自衛隊への災害派遣要請の要求

第1項 活動方針

○市民の生命、財産を保護するために自衛隊の救援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請する。

第2項 主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
県への自衛隊災害派遣要請の要求	総務対策部	【発災3時間以内】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・被害状況
受入体制の整備	総務対策部	【発災12時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況(自衛隊)
撤収要請	総務対策部	【支援が不要な状況になった時点】 災害対策会議での意思決定後速やかに	・活動状況(自衛隊)

※「活動開始(準備)時期」の時間は、対策(活動)を開始する時期の目安である。

第3項 対策

■市が実施する対策

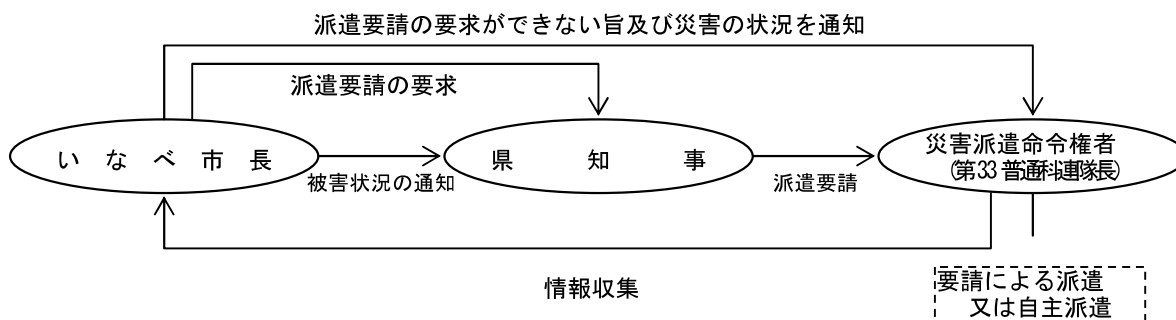
1 県への自衛隊災害派遣要請の要求

(1) 手続き

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、桑名地域防災総合事務所を經由し、知事へ派遣要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事へ直接電話又は三重県防災行政無線等で要求し、事後に文書を送付することができる。

なお、市長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び当該地域にかかる災害の状況を陸上自衛隊第33普通科連隊長に通知することができる。ただし、この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※警戒宣言が発令され、内閣総理大臣から地震防災派遣を要請し、現に派遣が行われている場合において、災害が発生し引き続き災害派遣が必要な場合は、知事に上記派遣要請を求める(大震法)。



《災害派遣要請の基準：3原則（公共性、緊急性、非代替性）》

ア 災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

緊急時派遣要請要求先電話番号

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
三重県防災対策部災害対策課	津市広明町13番地	059-224-2186
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町975	059-255-3133 (内線236、夜間302) 三重県防災行政無線20-4010

(3) 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣)

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長に直接災害の状況等を知ることができる。

(4) 派遣部隊の受入体制の整備

市は、自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(5) 経費の負担区分

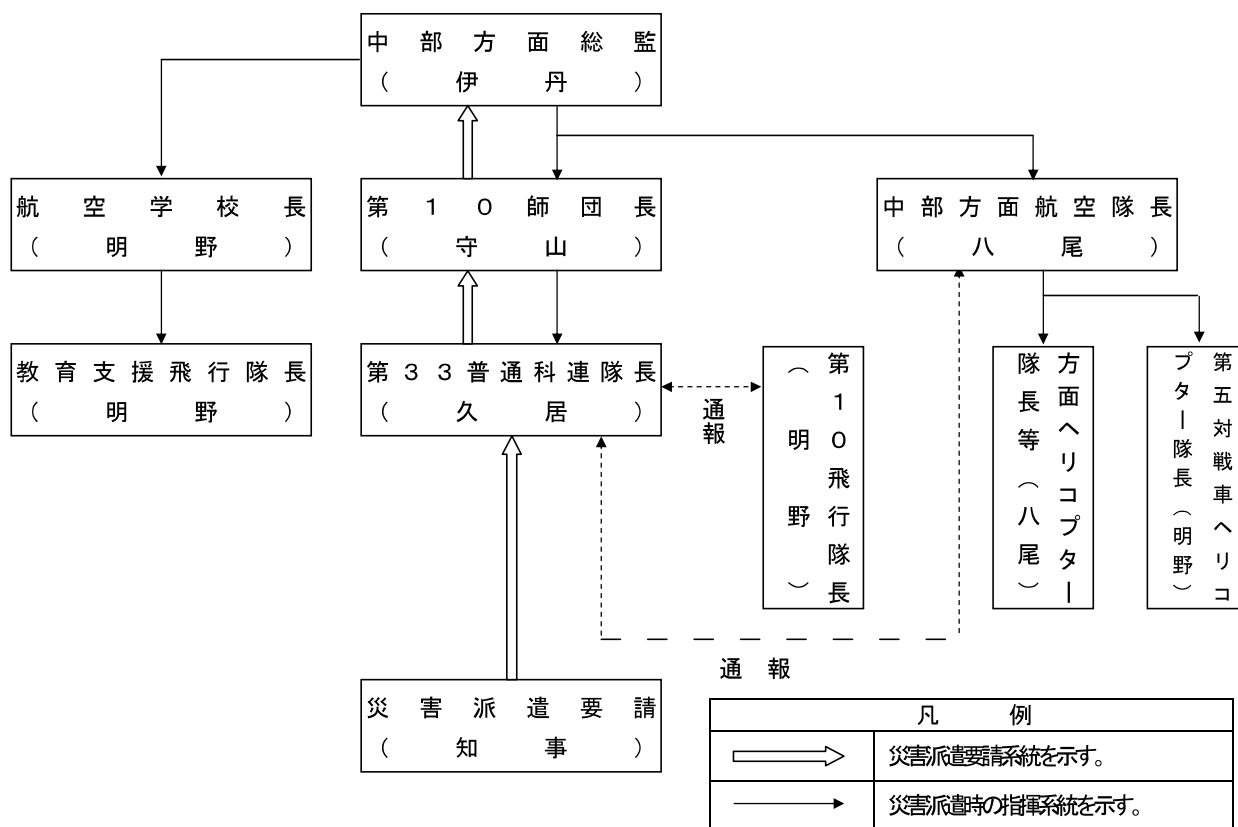
派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の市の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

(6) 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第33普通科連隊長等と十分協議を行ったうえ、知事へ撤収要請を行う。

〔陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図〕



2 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取り扱い

市が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのためのヘリポートの取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

ア 派遣要請を行う場合は、「陸上自衛隊における航空機の派遣要請系統図」に示す要請手続きによるほか、使用ヘリポート名（特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する）着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課）に連絡を行う。

イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておく。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉等で直径10mの⊕印を描いて、上空からの降下場所選定に備えておく。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。

オ 着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておく。

(2) ヘリポートの取扱いについて

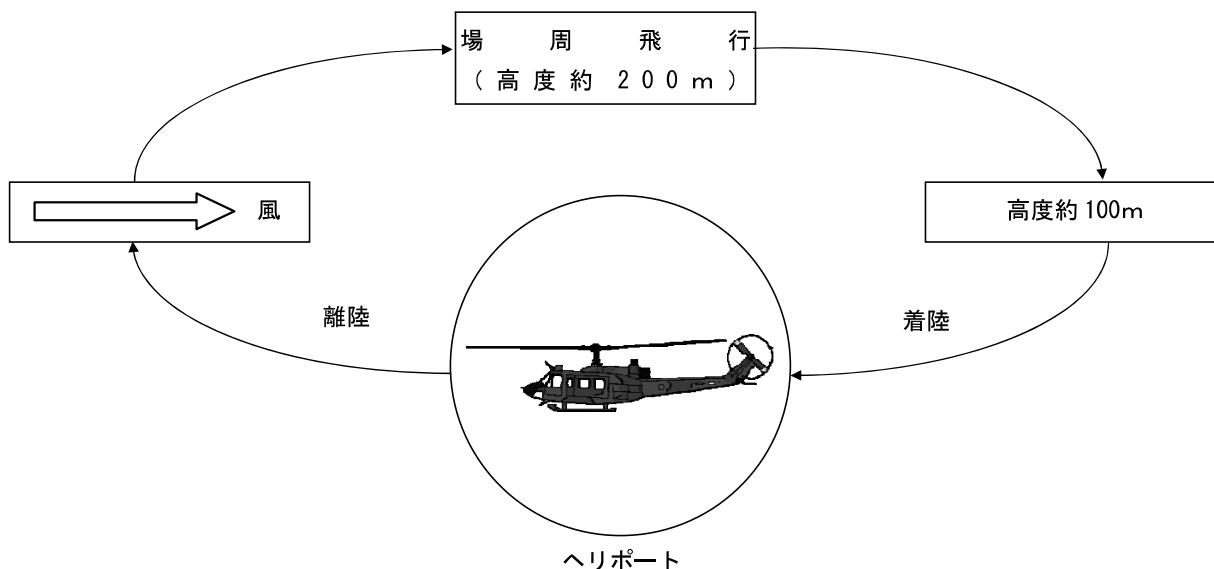
ヘリポートとして県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておく。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに県にその概要（略図添付）を報告する。

ア 面積を変更した場合

イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

〔ヘリポートの設定基準〕



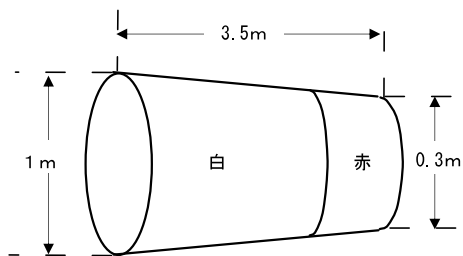
設定にあたっては次の事項に注意する。

- ① ヘリコプターの機能を事前に確認しておく。ヘリコプターは風に向かって通常約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- ② 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- ③ 四方に仰角9度（OH-6の場合は12°）以上の障害物がないこと。また離着に要する地積は（図2）に示すとおりである。
- ④ 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てる。吹き流しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。（図1）
- ⑤ 着陸地点には石灰粉等を用いて、⑩の記号を標示して着陸中心を示す。（図3）
- ⑥ 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備する。
- ⑦ 大型車両等が進入できること。
- ⑧ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。
- ⑨ 緊急離陸時の学校施設の開放及び散水の事前措置を講ずる。

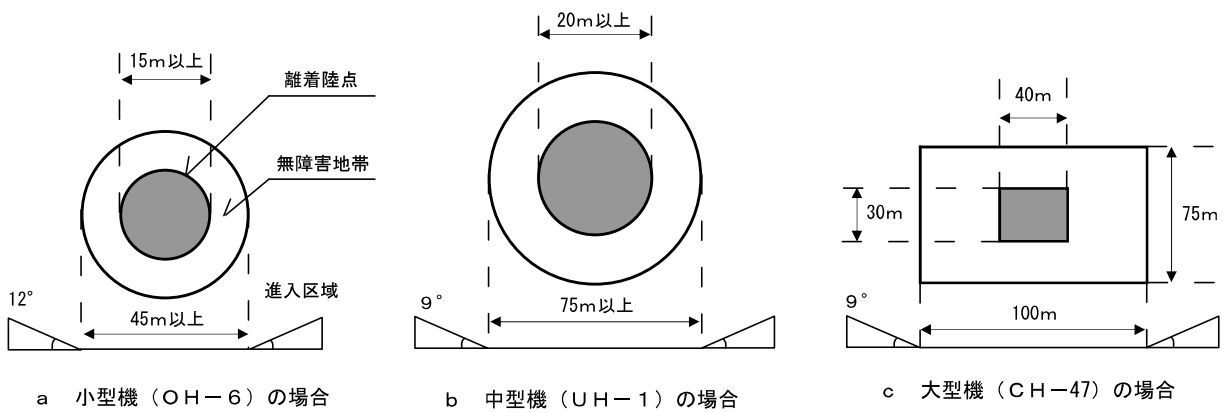
(3) ヘリポート一覧

指 定 番 号	場 所 名	所 在 地	座 標	電 話 番 号	面 積 (m ²)		林野火災用 の 適 否	
					面 積	水 利	面 積	水 利
214-01	中里小学校グラウンド	いなべ市藤原町上相場828	北緯35度11分23秒 東経136度29分48秒	学校長 0594-46-2700	70×60	4200	否	無
214-02	藤原中学校グラウンド	いなべ市藤原町市場491	北緯35度10分12秒 東経136度29分39秒	学校長 0594-46-2025	107×73	7811	適	無
214-03	いなべ市藤原運動場	いなべ市藤原町市場493-1	北緯35度10分03秒 東経136度29分42秒	いなべ市教育委員会 0594-46-4311	115×76	8740	適	有
214-05	東藤原小学校グラウンド	いなべ市藤原町石川989	北緯35度09分18秒 東経136度30分04秒	学校長 0594-46-2211	90×60	5400	適	有
214-06	独立行政法人 水源機構 三重用水管理所 水源管理支所	いなべ市藤原町上相場 3154-7	北緯35度12分55秒 東経136度28分43秒	水源管理支所長 0594-46-2151	25×25	625	否	有
214-07	いなべ市藤原文化センター	いなべ市藤原町市場493-1	北緯35度10分19秒 東経136度29分23秒	いなべ市教育委員会 0594-46-4311	60×26	1560	否	無
214-08	北勢中学校グラウンド	いなべ市北勢町阿下喜2480	北緯35度09分08秒 東経136度31分44秒	学校長 0594-72-2126	125×100	12500	適	有
214-09	石轉小学校グラウンド	いなべ市大安町石轉南611	北緯35度06分08秒 東経136度30分24秒	学校長 0594-78-0002	100×50	5000	否	有
214-10	大安中学校グラウンド	いなべ市大安町石轉東2977	北緯35度05分48秒 東経136度32分33秒	学校長 0594-78-0185	340×110	37400	適	無
214-11	笠間小学校グラウンド	いなべ市大安町門前561	北緯35度04分48秒 東経136度33分20秒	学校長 0594-77-0540	132×36	4752	否	有
214-12	いなべ市大安スポーツ公園 野球場	いなべ市大安町大井田2704	北緯35度05分30秒 東経136度32分33秒	いなべ市教育委員会 0594-78-3501	110×110	12100	否	有
214-13	丹生川小学校グラウンド	いなべ市大安町丹生川中 1189	北緯35度07分12秒 東経136度31分25秒	学校長 0594-78-0224	100×100	10000	否	有
214-14	三里小学校グラウンド	いなべ市大安町平塚1247	北緯35度05分58秒 東経136度32分13秒	学校長 0594-78-0207	100×70	7000	適	無
214-15	いなべ市員弁運動公園サッ カー場	いなべ市員弁町楚原893	北緯35度06分46秒 東経136度34分04秒	いなべ市教育委員会 0594-74-3855	171×77	13167	-	-
214-16	員弁中学校グラウンド	いなべ市員弁町柳田1739	北緯35度06分19秒 東経136度34分10秒	学校長 0594-74-2030	92×73	6716	適	無
214-17	いなべ市ヘリポート	いなべ市北勢町阿下喜3694	北緯35度08分44秒 東経136度30分54秒	危機管理課 0594-74-5898	34×30	1069	適	無

3 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

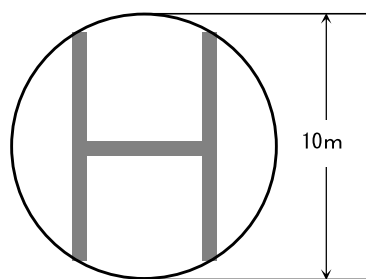


(図1 吹流し)



※離陸地点の地盤は堅固で平坦地であること

(図2) 離陸地点及び無障害地帯の基準



(図3 ヘリポート)

■その他の防災関係機関が実施する対策

<自衛隊の対策>

1 災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第2項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

《自主派遣の判断基準》

- (1) 災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合。
- (2) 災害に際し、県知事等が災害派遣にかかる要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- (4) その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合。

2 災害派遣時に実施する救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

- (1) 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- (2) 避難の援助（誘導、輸送）
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水の支援
- (10) 救助物資の無償貸与又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

4 連絡員の派遣

災害時及び警戒宣言が発令された場合、市災対本部に連絡幹部を派遣、災対本部との調整・連絡にあたらせる。

ID:28104

担当部署： 総務部 防災課

処分の概要	危険物質等の取扱者の措置命令
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第29条
法令番号	平成16年法律第112号

【基準】

法第103条第3項の規定による。

(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止)

第103条

3 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定める区分に応じ、危険物質等の取扱者に対し、次に掲げる措置のうち政令で定めるものを講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- (3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

政令で定めるもの（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令）

(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)

第29条 法第103条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の政令で定める区分は、次の表の上欄に掲げる物質の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に定める区分とし、同項の政令で定める措置は、当該区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める措置とする。

物質の種類	区分	措置
前条第1号に掲げる物質	イ 2以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所（消防法第11条第1項第1号の移送取扱所をいう。以下この項において同じ。）において取り扱うものにあつては、総務大臣 ロ 消防本部等所在市町村（消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村をいう。以下この項において同じ。）以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、これらが設置される区域を管轄する都道府県知事 ハ 消防本部等所在市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所	法第103条第3項第2号及び第3号に掲げる措置

	(移送取扱所を除く。)又は一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、当該市町村長		
前条第2号に掲げる物質	イ 毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うものにあつては、当該登録の権限を有する者(都道府県知事が当該登録の権限を有する場合にあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事) ロ 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものにあつては、厚生労働大臣及び都道府県知事	法第103条第3項各号に掲げる措置	
前条第6号に掲げる物質	原子力規制委員会	法第103条第3項各号に掲げる措置	
前条第8号に掲げる物質	厚生労働大臣(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するものにあつては厚生労働大臣及び都道府県知事、専ら動物のために使用されることが目的とされているものにあつては農林水産大臣)	法第103条第3項各号に掲げる措置	
前条第9号に掲げる物質	経済産業大臣	法第103条第3項各号に掲げる措置	
前条第10号に掲げる物質	細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律施行令(平成7年政令第396号)第2条第2項に規定する主務大臣	法第103条第3項各号に掲げる措置	
前条第11号に掲げる物質	経済産業大臣	法第103条第3項各号に掲げる措置	
備考 この表の下欄に定める措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID:28105

担当部署： 総務部 防災課

処分の概要	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示		
法令名 根拠条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 111 条第 1 項		
法令番号	平成 16 年法律第 112 号		
<p>【基準】</p> <p>法第111条第1項の規定による。 (市町村長の事前措置等)</p> <p>第111条 市町村長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28106

担当部署： 総務部 防災課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和 24 年法律第 193 号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務)</p> <p>第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 777

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の規定による。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。</p> <p>(原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 779

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	附帯工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第14条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条第2項の規定による。</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 780

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条第2項の規定による。</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 781

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第26条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 782

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条第1項の規定による。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 783

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第9項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 法第27条第9項の規定による。 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 784

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等（第10条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第10条の規定による。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 785

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原因者への費用負担命令（第13条の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】 準用する法第13条の規定による。 （原因者負担金） 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 786

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における附帯工事原因者への費用負担命令（第 14 条第 2 項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第 33 条第 4 項		
法令番号	昭和 31 年法律第 79 号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第14条第2項の規定による。</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 787

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第26条第2項の規定による。</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 789

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令（第 27 条第 1 項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第 33 条第 4 項		
法令番号	昭和 31 年法律第 79 号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第27条第1項の規定による。</p> <p>（監督処分）</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 790

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担（第 27 条第 9 項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第 33 条第 4 項		
法令番号	昭和 31 年法律第 79 号		
<p>【基準】 準用する法第27条第9項の規定による。 第27条 9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3002

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	特定空家等に対する措置命令
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条
法令番号	平成26年 法律第127号
<p>【基準】 (特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。</p> <p>6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。</p> <p>8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期</p>	

限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第三章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

備考

設 定 年 月 日	平成 30 年 9 月 5 日	最 終 変 更 年 月 日	
-----------	-----------------	---------------	--

ID: 3003

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	過料		
法令名 根拠条項	空家等対策の推進に関する特別措置法第16条		
法令番号	平成26年 法律第127号		
<p>【基準】</p> <p>第16条 <u>第14条第3項</u>の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。</p> <p>2 <u>第9条第2項</u>の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。</p> <p><u>空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項</u> (特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p> <p><u>空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項</u></p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3203

担当部署: 市民部 市民課

処分の概要	住民票の職権消除		
法令名 根拠条項	住民基本台帳法第8条		
法令番号	昭和42年法律第81号		
<p>【根拠規定】 法第8条の規定による。 (住民票の記載等) 第八条 住民票の記載、消除又は記載の修正(第十八条を除き、以下「記載等」という。)は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。</p> <p>【基準】 住民基本台帳法施行令第8条及び第8条の2の規定による。 (住民票の消除) 第8条 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票(その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部)を消除しなければならない。 (日本の国籍の取得又は喪失による住民票の記載及び消除) 第8条の2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有しない者が日本の国籍の取得をしたときは、その者の法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票(次項において「日本人住民としての住民票」という。)を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する同条各号に掲げる事項の記載をするとともに、その者の法第30条の45の規定により記載をするものとされる事項を記載した住民票(次項において「外国人住民としての住民票」という。)(その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部)の消除をしなければならない。 2 市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている日本の国籍を有する者が日本の国籍を失ったときは、その者の外国人住民としての住民票を作成し、又はその属する世帯の住民票にその者に関する法第30条の45の規定により記載をするものとされる事項の記載をするとともに、その者の日本人住民としての住民票(その者が属する世帯について世帯を単位とする住民票が作成されている場合にあつては、その住民票の全部又は一部)の消除をしなければならない。</p>			
備考			
設定年月日		最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 616

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	被保険者証の返還命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第9条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第3項の規定による。</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 617

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	一部負担金不払いによる徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第42条第2項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第2項の規定による。</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第43条第1項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第2項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第1項第1号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p> <p>一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱について(昭和34年3月30日保発第21号)参照</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 618

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	故意の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第 60 条		
法令番号	昭和 33 年法律第 192 号		
<p>【基準】</p> <p>法第60条の規定による。</p> <p>第60条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 619

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第 61 条		
法令番号	昭和 33 年法律第 192 号		
<p>【基準】</p> <p>法第61条の規定による。</p> <p>第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 620

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	療養に関する指示に従わない場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第 62 条		
法令番号	昭和 33 年法律第 192 号		
<p>【基準】</p> <p>法第62条の規定による。</p> <p>第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 621

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	強制診断等拒否の場合の給付制限		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条の規定による。</p> <p>第63条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>法第66条の規定による。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第66条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 622

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第63条の2		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第63条の2 市町村及び組合は、保険給付(第43条第3項又は第56条第2項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱いについて(昭和61年12月27日保険発第113号)参照</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 623

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第 65 条第 1 項		
法令番号	昭和 33 年法律第 192 号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第1項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 624

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	国保医に対する連帯納付命令		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第 65 条第 2 項		
法令番号	昭和 33 年法律第 192 号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第2項の規定による。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第1項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 625

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	療養取扱機関の費用納付命令等		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条第3項の規定による。</p> <p>3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 626

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	保険料の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第76条第1項及び第3項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
<p>【基準】 法第76条の規定による。 (保険料) 第76条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。)、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> <p>3 前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第9条第2号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 2104

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	保険料の徴収		
法令名 根拠条項	高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項及び第107条第1項		
法令番号	昭和57年法律第80号		
<p>【基準】</p> <p>法第104条第1項及び第107条第1項の規定による。</p> <p>(保険料)</p> <p>第104条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>(保険料の徴収の方法)</p> <p>第107条 市町村による第104条の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者（政令で定める者を除く。）から老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた被保険者又は当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の規定により納入の通知をすることによって保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 558

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	転換計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第5項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
<p>【基準】</p> <p>省令第5条第5項の規定による。</p> <p>第5条</p> <p>5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 664

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第 41 条第 1 項		
法令番号	昭和 58 年法律第 43 号		
<p>【基準】</p> <p>法第41条の規定による。</p> <p>(指示、許可の取消し、事業の停止等)</p> <p>第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 665

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第41条第2項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
<p>【基準】</p> <p>法第41条第2項の規定による。</p> <p>第41条</p> <p>2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第12条第2項の命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>(4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 841

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の3の規定による。 (事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 842

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処分業の停止命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の3の規定による。</p> <p>(事業の停止)</p> <p>第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(3) 第7条第11項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p><u>第7条第5項第3号</u></p> <p>(一般廃棄物処理業)</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>第10項第3号</u></p> <p>(3) その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)を下回らない方法により処理されることが確実に認められること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 843

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法令番号	昭和45年法律第137号

【基準】

法第7条の4の規定による。

(許可の取消し)

第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- (1) 第7条第5項第4号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。
- (2) 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)
- (5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- (6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

第7条第5項第4号イからヌ

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の

2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

前条第1号

(事業者の協力)

第6条の3 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつてしていると認められるものを指定することができる。

第7条第1項、2項、6項、7項

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第7条の2第1項

(変更の許可等)

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

備考	
----	--

設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 14 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 844

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可取消し
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の4
法令番号	昭和45年法律第137号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の4の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) <u>第7条第5項第4号</u>ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) <u>前条第1号</u>に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により<u>第7条第1項</u>若しくは<u>第6項</u>の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は<u>第7条の2第1項</u>の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p><u>第7条第5項第4号イからヌ</u></p> <p>四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者</p> <p>ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の</p>	

2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの
- リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

前条第1号

(事業者の協力)

第6条の3 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつてしていると認められるものを指定することができる。

第7条第1項、2項、6項、7項

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第7条の2第1項

(変更の許可等)

第7条の2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

備考	
----	--

設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和元年 12 月 14 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 845

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	廃棄物処理業者への必要な措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の3第1号		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の3第1号の規定による。 (改善命令)</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者(事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者(以下この条において「事業者等」という。)並びに国外廃棄物を輸入した者(事業者等を除く。))に限る。)に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合(第3号に掲げる場合を除く。) 市町村長</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 846

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	支障の除去のための措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】 法第19条の4第1項の規定による。 (措置命令) 第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 847

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	支障の除去のための措置命令		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の4の2第1項の規定による。 (措置命令)</p> <p>第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあっては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行った者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行った市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第19条4の2 前条第一項に規定する場合(第九条の九第一項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第九条の九第九項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 848

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の7第2項の規定による。</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 849

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の7第3項の規定による。</p> <p>第19条の7</p> <p>3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 850

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
<p>【基準】 法第19条の7第4項の規定による。 第19条の7 4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 892

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	悪臭物質排出減少措置の実施命令		
法令名 根拠条項	悪臭防止法 第8条第2項		
法令番号	昭和46年法律第91号		
<p>【基準】</p> <p>法第8条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 916

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	特定施設に係る騒音防止方法の改善命令		
法令名 根拠条項	騒音規制法 第12条第2項		
法令番号	昭和43年法律第98号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、<u>第9条の規定</u>による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p> <p>(計画変更勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 917

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	特定建設作業に係る騒音防止方法の改善命令		
法令名 根拠条項	騒音規制法 第15条第2項		
法令番号	昭和43年法律第98号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条第1項及び第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 1009

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第2項		
法令番号	平成10年法律第114号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第2項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>2 市町村長は、<u>第28条第2項の規定</u>により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。</p> <p>(ねずみ族、昆虫等の駆除)</p> <p>第28条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 2523

担当部署: 環境部 環境政策課

処分の概要	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可の取消し		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条の規定による。</p> <p>第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は<u>第10条の規定による許可を取り消すことができる</u></p> <p>第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:28107

担当部署： 環境部 環境政策課

処分の概要	特定施設に係る振動防止方法の改善命令		
法令名 根拠条項	振動規制法 第12条第2項		
法令番号	昭和51年法律第64号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、<u>第9条の規定による勧告</u>を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>(計画変更勧告)</p> <p>第9条 市町村長は、第6条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:28108

担当部署： 環境部 環境政策課

処分の概要	特定建設作業に係る振動防止方法の改善命令		
法令名 根拠条項	振動規制法 第15条第2項		
法令番号	昭和51年法律第64号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 954

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第30条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条第1項の規定による。</p> <p>第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 955

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要介護認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第31条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条第1項の規定による。 (要介護認定の取消し)</p> <p>第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 956

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要支援認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第34条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第1項の規定による。 (要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 957

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 64 条		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第64条の規定による。</p> <p>第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 958

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条の規定による。</p> <p>第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め(第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。)に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 959

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料滞納者に係る支払方法の変更		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 66 条第 1 項及び第 2 項		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第66条第1項及び第2項の規定による。 (保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第 66 条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第 3 項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 960

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険給付の支払の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 67 条第 1 項及び第 2 項		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第67条第1項及び第2項の規定による。 (保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 961

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 68 条第 1 項及び第 2 項		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条第1項及び第2項の規定による。 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)</p> <p>第 68 条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であってその納期限又は払込期限までに納付しなかったもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第 41 条第 6 項、第 42 条の 2 第 6 項、第 46 条第 4 項、第 48 条第 4 項、第 51 条の 3 第 4 項、第 53 条第 4 項、第 54 条の 2 第 6 項、第 58 条第 4 項及び第 61 条の 3 第 4 項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 962

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例		
法令名 根拠条項	介護保険法 第69条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第69条第1項の規定による。</p> <p>(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 963

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	保険料額の決定
法令名 根拠条項	介護保険法 第129条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【根拠条文】 法第129条第1項及び第2項の規定による。 (保険料) 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い<u>条例で定めるところ</u>により算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p> <p>【基準】 介護保険条例 (保険料率) 第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 36,303円 (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,193円 (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 54,454円 (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 65,345円 (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 72,605円 (6) 次のいずれかに該当する者 87,126円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 96,202円 ア 合計所得金額200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 110,723円 ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 119,798円 ア 合計所得金額が380万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)、次号イ又は第11号イに</p>	

該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 128,874円 ア 合計所得金額が570万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)又は次号イに該当する者を除く。) (11) 次のいずれかに該当する者 137,950円 ア 合計所得金額が760万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(2)に該当する者を除く。) (12) 前各号のいずれにも該当しない者 145,210円			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 1016

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の9第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第78条の9第3項の規定による。 (勧告、命令等) 第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 1017

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第 78 条の 10
法令番号	平成 9 年法律第 123 号
<p>【基準】</p> <p>法第78条の10の規定による。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。) 又は第 12 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 6 項第 3 号から第 3 号の 4 までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 8 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 78 条の 4 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 4 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第 28 条第 5 項(第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。第 84 条、第 92 条、第 104 条及び第 114 条の 6 において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 78 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第 29 条第 16 項の規定による通知を受け</p>	

たとき。

- (14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

設定年月日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

ID: 1018

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 115 条の 18 第 3 項		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の18第3項の規定による。</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第 115 条の 18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第 115 条の 14 第 7 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1019

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第 115 条の 19
法令番号	平成 9 年法律第 123 号
<p>【基準】</p> <p>法第115条の19の規定による。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 2 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)又は第 12 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 4 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 12 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。</p> <p>(4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 14 第 1 項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 2 項又は第 5 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 14 第 8 項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第 115 条の 17 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 54 条の 2 第 1 項本文の指定を受けたとき。</p> <p>(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>	

(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

設 定 年 月 日

平成 19 年 1 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1027

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	職権による要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の3第1項の規定による。</p> <p>第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第32条第4項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID:28109

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	介護保険法 第22条第1項及び第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第1項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28110

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	不正利得の徴収金納付命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第22条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第22条第2項の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p><u>前項に規定</u> (不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28111

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	医師の診断命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第3項ただし書		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第27条第3項の規定による。 (要介護認定) 3 市町村は、<u>第1項の申請</u>があったときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる</p> <p><u>第1項の申請</u> (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28112

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	調査及び診断命令に応じない申請却下
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第10項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】 法第27条第10項の規定による。 (要介護認定)</p> <p>10 市町村は、第1項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、<u>第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号の規定により委託された場合にあっては、当該委託に係る調査を含む。)</u>に応じないとき、又は<u>第3項ただし書</u>の規定による診断命令に従わないときは、<u>第1項の申請</u>を却下することができる</p> <p><u>第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号の規定)</u></p> <p>2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他<u>厚生労働省令で定める事項</u>について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に囑託することができる。</p> <p><u>厚生労働省令で定める事項</u> (介護保険法施行規則)</p> <p>3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第27条第2項に規定する調査を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、<u>第38条第1項</u>に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者(次項において「居宅サービス等利用者」という。)の数を報告しなければならない。</p> <p><u>第38条第1項</u></p> <p>第38条 法第28条第1項の厚生労働省令で定める期間(以下「要介護認定有効期間」という。)は、第1号に掲げる期間と第2号に掲げる期間を合算して得た期間とする。</p> <p>(1) 要介護認定が効力を生じた日から当該日が属する月の末日までの期間</p> <p>(2) 6月間(市町村が認定審査会の意見に基づき特に必要と認める場合にあっては、3月間から12月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間(6月間を除く。))</p> <p><u>第3項ただし書</u> (要介護認定)</p> <p>ただし、当該被保険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる</p> <p><u>第1項の申請</u> (要介護認定)</p> <p>第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に</p>	

被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

備考	
----	--

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
-------	-----------------	---------	--

ID: 859

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	在宅サービスの提供に係る措置の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第12条		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【基準】	<p>法第10条の4第2項及び第12条の規定による。</p> <p>(措置の解除に係る説明等)</p> <p>第12条 市町村長は、第10条の4又は前条第1項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(居宅における介護等)</p> <p>第10条の4 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回、随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第20条の8第4項において同じ。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。</p>		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成24年4月1日

ID: 860

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第12条		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の4第2項及び法第12条の規定による。 (措置の解除に係る説明等)</p> <p>第12条 市町村長は、第10条の4又は前条第1項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(居宅における介護等)</p> <p>第10条の4</p> <p>2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 861

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	養護老人ホーム等への入所措置等の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第12条		
法令番号	昭和38年法律第133号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条第1項及び第12条の規定による。</p> <p>(措置の解除に係る説明等)</p> <p>第12条 市町村長は、第10条の4又は前条第1項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>(老人ホームへの入所等)</p> <p>第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由(政令で定めるものに限る。)により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(2) 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。</p> <p>(3) 65歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適當であると認められるものの養護を養護受託者(老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)のうち政令で定めるものに委託すること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 862

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	入所措置費用の徴収
法令名 根拠条項	老人福祉法 第28条第1項
法令番号	昭和38年法律第133号

【根拠条文】

法28条第1項の規定による。

(費用の徴収)

第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

【基準】

(費用算出)

いなべ市老人福祉法施行細則(平成15年いなべ市規則第59号)11条の規定を基準とする。

(費用の徴収等)

第11条 市長は、法第11条の規定による措置をとったときは、法第28条の規定により、施設等被措置者及びその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用の額(以下「徴収額」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 養護老人ホーム被措置者又は養護委託被措置者については、別表第1に定める額
- (2) 養護老人ホーム被措置者又は養護委託被措置者の主たる扶養義務者については、別表第2に定める額
- (3) 特別養護老人ホーム被措置者については、介護保険法(平成9年法律第123号)による利用者負担額1割程度相当分を対象とし、高額介護サービス費の適用を勘案した介護費及び食費に相当する利用者負担額

別表第1(第11条関係)

養護老人ホーム被措置者・養護委託被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額
1 0円～270,000円	0円
2 270,001～280,000	1,000
3 280,001～300,000	1,800
4 300,001～320,000	3,400
5 320,001～340,000	4,700
6 340,001～360,000	5,800
7 360,001～380,000	7,500
8 380,001～400,000	9,100
9 400,001～420,000	10,800
10 420,001～440,000	12,500
11 440,001～460,000	14,100

12	460,001～480,000	15,800
13	480,001～500,000	17,500
14	500,001～520,000	19,100
15	520,001～540,000	20,800
16	540,001～560,000	22,500
17	560,001～580,000	24,100
18	580,001～600,000	25,800
19	600,001～640,000	27,500
20	640,001～680,000	30,800
21	680,001～720,000	34,100
22	720,001～760,000	37,500
23	760,001～800,000	39,800
24	800,001～840,000	41,800
25	840,001～880,000	43,800
26	880,001～920,000	45,800
27	920,001～960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12月＋ 81,100円（100円未満切捨て）

備考：上表にかかわらず、140,000円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

(注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合において、100円未満は切捨てとする。

(注3) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表第2において同じ）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注4) 上記のうち、養護老人ホーム被措置者で介護保険法における要介護認定により、要介護の認定を受け、特別養護老人ホームへ入所申込みを行った者の徴収額については、別表第1の規定にかかわらず、特例として、49,460円を上限とする。この特例は平成12年4月1日以降適用するものとし、その適用期間は特例適用を行った月から1年間とする。

なお、この場合の扶養義務者の費用徴収額は、特例措置を行わず算定した被措置者の費用徴収額を基準に算定するものとする。

別表第2 (第11条関係)

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税) 4,500
C2	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下 9,000
D2		30,001～80,000 13,500
D3		80,001～140,000 18,700
D4		140,001～280,000 29,000
D5		280,001～500,000 41,200
D6		500,001～800,000 54,200
D7		800,001～1,160,000 68,700
D8		1,160,001～1,650,000 85,000
D9		1,650,001～2,260,000 102,900
D10		2,260,001～3,000,000 122,500
D11		3,000,001～3,960,000 143,800
D12		3,960,001～5,030,000 166,600
D13		5,030,001～6,270,000 191,200
D14		6,270,001円以上 その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

(注1) この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注2) D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(注3) 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(その被措置者が別表第1により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 1020

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の28第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の28第3項の規定による。</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第4項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 1021

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の29		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の29の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第4号又は第8号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第5項に規定する義務に違反したと認められるとき。</p> <p>(5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID:28113

担当部署： 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第 115 条の 34 第 3 項		
法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の34第1項から第3項までの規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の34 第115条の32第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28114

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	措置命令
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の8第3項
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【根拠】 第115条の45の8第3項 (勧告、命令等) 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、<u>第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは</u>、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。</p> 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 <p><u>第115条の45第1項第1号イからニ</u> 1 居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第1号事業」という。) イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第1号訪問事業」という。) ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第1号通所事業」という。) ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(ニにおいて「第1号生活支援事業」という。) ニ 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第1介護予防支援事業」という。)</p> <p><u>第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準</u> 介護保険法施行規則 (法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準)</p>	

第140条の63の6 法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 第1号事業(第1号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準

イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第四号)附則第2条第3号若しくは第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準

ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準

ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた合における当該サービスの内容を勘案した基準

(2) 第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)

備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28115

担当部署： 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【根拠】 (指定事業者の指定の取消し等) 第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 四 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>			
<p>【基準】 根拠条文のとおり。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28116

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要	社会福祉法人の法令等の違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】 法第56条第6項の規定による。 (監督) 第56条 <u>4</u> 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 6 所轄庁は、<u>第4項</u>の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>いなべ市社会福祉法人に対する適正化措置事務処理要領</u> (趣旨) 第1条 この要領は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営に関し、重大な法令違反又は著しく適正を欠く運営等の不適正な事案が認められた場合における当該法人の運営の適正化を図るために必要な事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (不適正事案等) 第2条 不適正事案等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 (1) 法令に違反していること。 (2) 法令に基づく行政庁の処分に違反していること。 (3) 法人の定款に違反していること。 (4) 法人運営が著しく適正を欠くと認められること。 (適正化措置の内容) 第3条 法人運営の適正化を図るため、当該法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を勧告すること。 2 前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 第1項の規定による勧告を受けた法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、法人に対し期限を定めて、当該勧告に係る措置を採るべき旨を命じること。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:28117

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要	社会福祉法人の業務停止等		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第7項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条第7項の規定による。 (監督) 第56条</p> <p>7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p> <p><u>前項</u> 第56条</p> <p>6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>第4項</u></p> <p>4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p><u>いなべ市社会福祉法人に対する適正化措置事務処理要領</u> (適正化措置の内容) 第3条</p> <p>4 法人が前項の命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:28118

担当部署: 福祉部 人権福祉課

処分の概要	社会福祉法人の解散命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【基準】 法第56条第8項の規定による。 (監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。</p> <p><u>いなべ市社会福祉法人に対する適正化措置事務処理要領</u> (適正化措置の内容) 第3条 5 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命じること。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:28119

担当部署： 福祉部 人権福祉課

処分の概要	社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第57条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(公益事業又は収益事業の停止)</p> <p>第57条 所轄庁は、<u>第26条第1項の規定</u>により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。</p> <p>(2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。</p> <p>(3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。</p> <p><u>第26条第1項の規定</u></p> <p>(公益事業及び収益事業)</p> <p>第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:3404

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	災害弔慰金の支給制限		
法令名 根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 第5条		
法令番号	昭和48年法律第82号		
<p>【基準】 法第5条の規定による。 (支給の制限) 第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる<u>政令</u>で定める場合には、支給しない。</p> <p><u>政令(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令)</u> (法第五条に規定する政令で定める場合) 第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:3405

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	災害障害見舞金の支給制限		
法令名 根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 第9条		
法令番号	昭和48年法律第82号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の規定による。 (準用規定) 第9条 <u>第五条</u>から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p> <p>(支給の制限) 第五条 災害弔慰金は、その災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるものである場合その他これを支給することが不相当と認められる<u>政令</u>で定める場合には、支給しない。</p> <p><u>政令(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令)</u> (法第五条に規定する政令で定める場合) 第二条 法第五条に規定する政令で定める場合は、当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給される場合とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 647

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス提供の措置解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の6		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の6の規定による。</p> <p>第21条の6 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費又は特例介護給付費(第56条の6第1項において「介護給付費等」という。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、<u>政令で定める基準</u>に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p><u>政令で定める基準</u></p> <p>児童福祉法施行令</p> <p>第26条 法第21条の6に規定する措置のうち障害児通所支援の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な障害児通所支援を提供し、又は障害児通所支援の提供を委託して行うものとする。</p> <p>(2) 法第21条の6に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第四項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援(以下この項において「居宅介護等」という。)の措置は、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p> <p>(3) 法第21条の6に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所(以下この項において「短期入所」という。)の措置は、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 688

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	更生に必要な指導措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第17条の2 第1項第3号		
法令番号	昭和24年法律第283号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の2第1項の規定による。</p> <p>(診査及び更生相談)</p> <p>第17条の2 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。</p> <p>(2) 公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。)又は就職あつせんを必要とする者に対しては、公共職業安定所に紹介すること。</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、その更生に必要な事項につき指導すること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 691

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第18条		
法令番号	昭和24年法律第283号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>(障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第18条 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、<u>政令で定める基準</u>に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p>2 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。))への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者を当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。</p> <p><u>政令で定める基準</u></p> <p>身体障害者福祉法施行令</p> <p>(居宅介護等に関する措置の基準)</p> <p>第18条 法第18条第1項に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援(以下この条において「居宅介護等」という。)の措置は、当該身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該身体障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 694

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービス等の費用の徴収		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法 第38条第1項		
法令番号	昭和24年法律第283号		
<p>【基準】 法第38条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第38条 第18条第1項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託が行われた場合又は同条第2項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託(国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。)が行われた場合においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 701

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	職権による保護の変更		
法令名 根拠条項	生活保護法 第25条第2項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】 法第25条第2項の規定による。 第25条 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第24条第4項の規定は、この場合に準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 702

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	保護の停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第 26 条		
法令番号	昭和 25 年法律第 144 号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の規定による。 (保護の停止及び廃止)</p> <p>第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 703

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	調査に応じないときの保護廃止等		
法令名 根拠条項	生活保護法 第28条第5項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】</p> <p>法第28条第5項の規定による。</p> <p>第28条</p> <p>5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 704

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	保護の変更、停止、廃止		
法令名 根拠条項	生活保護法 第 62 条第 3 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 144 号		
<p>【基準】</p> <p>法第62条第1項から第3項までの規定による。 (指示等に従う義務)</p> <p>第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。</p> <p>2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。</p> <p>3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 705

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	保護に要した費用返還額決定		
法令名 根拠条項	生活保護法 第 63 条		
法令番号	昭和 25 年法律第 144 号		
<p>【基準】 法第63条の規定による。 (費用返還義務) 第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 706

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	扶養義務者からの保護費用徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第 77 条		
法令番号	昭和 25 年法律第 144 号		
<p>【基準】</p> <p>法第77条の規定による。</p> <p>(費用等の徴収)</p> <p>第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 707

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正受給者からの保護費用等の徴収		
法令名 根拠条項	生活保護法 第78条		
法令番号	昭和25年法律第144号		
<p>【基準】</p> <p>法第78条の規定による。</p> <p>第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 711

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害福祉サービスの提供措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第15条の4		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の4の規定による。 (障害福祉サービス)</p> <p>第15条の4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第6項に規定する療養介護及び同条第10項に規定する施設入所支援(以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。))を除く。以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものを除く。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、<u>政令で定める基準</u>に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。</p> <p><u>政令で定める基準</u></p> <p>知的障害者福祉法施行令 (居宅介護等に関する措置の基準)</p> <p>第2条 法第15条の4に規定する措置のうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等包括支援(以下この条において「居宅介護等」という。)の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な居宅介護等を提供し、又は居宅介護等の提供を委託して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 713

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第1号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条第1項第1号の規定による。</p> <p>(障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 714

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害者支援施設等への入所措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第2号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条第1項第2号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) やむを得ない事由により介護給付費等(療養介護等に係るものに限る。)の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項の厚生労働省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たって、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 715

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	知的障害者の入所費用の徴収		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第27条		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第27条の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。次項において同じ。)から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による費用の徴収に関し必要があると認めるときは、当該知的障害者又はその扶養義務者の収入の状況につき、当該知的障害者若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 930

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条ただし書		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条ただし書の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する肢体不自由児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 931

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限①		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第20条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】 法第20条の規定による。 (支給の制限) 第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 (法第20条の政令で定める額) 第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、360万4,000円とし、扶養親族等があるときは、360万4,000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 932

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の返還		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第22条第2項		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。</p> <p>第22条</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> <p>※政令で定める額は、政令第7条の規定による。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 933

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第1項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 934

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の不支給		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。</p> <p>第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(調査)</p> <p>第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 935

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条において準用する法第12条の規定による。</p> <p>第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 936

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条 (児童扶養手当法の準用)</p> <p>第16条 児童扶養手当法第5条の3第1項及び第3項、第8条、第22条から第25条まで並びに第31条の規定は、手当について準用する。この場合において、同法第5条の2第1項中「基本額」とあるのは「特別児童扶養手当の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、同法第8条第1項中「監護等児童があるに至った場合」とあるのは「監護し若しくは養育する障害児があるに至った場合又はその監護し若しくは養育する障害児の障害の程度が増進した場合」と、同条第3項中「監護等児童の数が減じ」とあるのは「その監護し若しくは養育する障害児の数が減じ、又はその障害児の障害の程度が低下し」と、「その減じ」とあるのは「その減じ、又は低下し」と、同法第23条第1項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第31条中「第12条第2項」とあるのは「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条第2項」と、「金額の全部又は一部」とあるのは「金額」と読み替えるものとする。</p> <p>児童扶養手当法第31条 (手当の支払の調整)</p> <p>第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 937

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の喪失		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の2		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】 法第26条の2の規定による。 (支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>(3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 938

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の4		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の4の規定による。</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の4 (支給の調整)</p> <p>第26条の4 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 939

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の不支給		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第11条(第3号を除く。)の規定による。</p> <p>第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(調査)</p> <p>第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p> <p>3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 940

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	調査拒否等による特別障害者手当支払差止め		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第12条の規定による。</p> <p>第12条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第35条第1項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 941

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限①		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第20条の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第20条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>政令第7条 (法第20条の政令で定める額)</p> <p>第7条 法第20条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、3,604,000円とし、扶養親族等があるときは、3,604,000円に当該扶養親族等1人につき38万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等であるときは、当該特定扶養親族等1人につき63万円とする。)を加算した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 942

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の返還		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第22条第2項の規定による。</p> <p>第22条</p> <p>2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第20条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 943

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による。</p> <p>児童扶養手当法 (手当の支払の調整)</p> <p>第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 944

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第24条第1項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1022

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	職親委託措置の解除		
法令名 根拠条項	知的障害者福祉法 第16条第1項第3号		
法令番号	昭和35年法律第37号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条第1項第3号及び同条第2項の規定による。 (障害者支援施設等への入所等の措置)</p> <p>第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。</p> <p>2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1028

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	介護給付費等の支給決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条第1項の規定による。 (支給決定の取消し)</p> <p>第25条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給決定に係る障害者等が、第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第20条第2項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>※その他政令で定めるときは、政令第14条の規定による。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 1029

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	自立支援医療費支給認定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第57条第1項の規定による。 (支給認定の取消し)</p> <p>第57条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第9条第1項の規定による命令に応じないとき。</p> <p>(4) その他政令で定めるとき。</p> <p>※その他政令で定めるときは、政令第34条の規定による。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 1031

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の支給の制限②		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 21 条		
法令番号	昭和 39 年法律第 134 号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の規定による。</p> <p>第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p> <p>※政令で定める額は、政令第8条で準用する政令第2条第2項、第4条、第5条の規定による。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1032

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の支給の制限②		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
<p>【基準】</p> <p>法第26条の5において準用する法第21条の規定による。</p> <p>第21条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1096

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第8条		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第8条の規定による。 (不正利得の徴収) 第8条 市町村(政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。)は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村等は、第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(以下この項において「事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 1119

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費等の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第34条の6第1項		
法令番号	平成18年厚生労働省令第19号		
<p>【基準】</p> <p>省令第34条の6第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費等の支給の取消し)</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費(以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。)の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成25年4月1日

ID: 2032

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	職権による支援給付の変更
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項
法令番号	平成6年法律第30号
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(支援給付の実施)</p> <p>第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。</p> <p>2 支援給付の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援給付</p> <p>(2) 住宅支援給付</p> <p>(3) 医療支援給付</p> <p>(4) 介護支援給付</p> <p>(5) その他政令で定める給付</p> <p>3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。</p> <p>4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。</p> <p>6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>生活保護法第25条第2項の規定による。</p> <p>第25条</p> <p>2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなけれ</p>	

ばならない。第24条第4項の規定は、この場合に準用する。

備考	
----	--

設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 2033

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支援給付の停止、廃止		
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項		
法令番号	平成6年法律第30号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(支援給付の実施)</p> <p>第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。</p> <p>2 支援給付の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援給付 2 住宅支援給付 3 医療支援給付 4 介護支援給付 5 その他政令で定める給付 <p>3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。</p> <p>4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。</p> <p>6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>生活保護法第26条の規定による。</p> <p>(保護の停止及び廃止)</p> <p>第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 2034

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	調査に応じないときの支援給付廃止等		
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項		
法令番号	平成6年法律第30号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(支援給付の実施)</p> <p>第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。</p> <p>2 支援給付の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援給付 2 住宅支援給付 3 医療支援給付 4 介護支援給付 5 その他政令で定める給付 <p>3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。</p> <p>4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。</p> <p>6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>生活保護法第28条第5項の規定による。</p> <p>第28条</p> <p>5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 2035

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支援給付の変更、停止、廃止
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項
法令番号	平成6年法律第30号

【基準】

法第14条の規定による。

法第14条の規定による。

(支援給付の実施)

第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 1 生活支援給付
- 2 住宅支援給付
- 3 医療支援給付
- 4 介護支援給付
- 5 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

生活保護法

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 保護施設を利用する被保護者は、第46条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

3 保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止

又は廃止をすることができる。

備考

設 定 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 26 年 10 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	------------------

ID: 2036

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支援給付に要した費用返還額の決定		
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項		
法令番号	平成6年法律第30号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(支援給付の実施)</p> <p>第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。</p> <p>2 支援給付の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援給付 2 住宅支援給付 3 医療支援給付 4 介護支援給付 5 その他政令で定める給付 <p>3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。</p> <p>4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。</p> <p>6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>生活保護法 (費用返還義務)</p> <p>第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成20年4月1日	最終変更年月日	平成26年10月1日

ID: 2037

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	扶養義務者からの支援給付費用徴収
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項
法令番号	平成6年法律第30号
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(支援給付の実施)</p> <p>第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。</p> <p>2 支援給付の種類は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援給付 2 住宅支援給付 3 医療支援給付 4 介護支援給付 5 その他政令で定める給付 <p>3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。</p> <p>4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。</p> <p>5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。</p> <p>6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。</p> <p>7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>生活保護法</p> <p>(費用等の徴収)</p> <p>第77条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。</p>	

備考			
設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 2038

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正受給者からの支援給付費用徴収
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第4項
法令番号	平成6年法律第30号

【基準】

法第14条の規定による。

(支援給付の実施)

第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 1 生活支援給付
- 2 住宅支援給付
- 3 医療支援給付
- 4 介護支援給付
- 5 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

生活保護法

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人

をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第2項の規定は、前3項の規定による徴収金について準用する。

備考	
----	--

設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 2511

担当部署:福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児通所給付費等の決定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の9第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】 法第21条の5の9第1項、政令第25条の4の規定による。</p> <p>(通所給付決定の取消し)</p> <p>第21条の5の9 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通所決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 2 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 3 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第21条の5の6第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 4 その他<u>政令</u>で定めるとき。 <p><u>政令</u> 児童福祉法施行規則 第25条の4 削除</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2512

担当部署:福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧障害者自立支援法） 法第51条の29 第2項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 法第51条の29第2項の規定による。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第51条の17第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者が、第51条の20第2項において準用する第36条第3項第5号、第5号の2又は第12号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者が、第51条の22第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者が、第51条の27第2項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第51条の27第2項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第51条の17第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2513

担当部署:福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の36		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の36第1項の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第24条の36 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児相談支援事業者に係る第24条の26第1項第1号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の28第2項において準用する第21条の5の15第3項第5号、第5号の2又は第13号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の30第3項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者が、第24条の34第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者又は当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員が、第24条の34第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第24条の26第1項第1号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定障害児相談支援事業者の役員又は当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 2708

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第51条の10第1項の規定による。 (地域相談支援給付決定の取消し)</p> <p>第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) <u>その他政令で定めるとき。</u></p> <p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (地域相談支援給付決定を取り消す場合)</p> <p>第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第21項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2709

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第 34 条の 55 第 1 項		
法令番号	平成 18 年厚生労働省令第 19 号		
<p>【基準】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の55第1項の規定による。</p> <p>(計画相談支援給付費の支給の取消し)</p> <p>第 34 条の 55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 2710

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第18条第1項		
法令番号	平成25年法律第105号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第1項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第18条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2711

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	生活困窮者住居確保給付金の支給の中止		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法施行規則 第12条第2項及び第15条		
法令番号	平成27年厚生労働省令第16号		
<p>【基準】</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金の支給期間)</p> <p>第12条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号(第1号を除く。)のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。</p> <p>2 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金の不支給)</p> <p>第15条 生活困窮者住居確保給付金は、当該生活困窮者が正当な理由がなく、就労支援に関する都道府県等の指示に従わない場合には、支給しない。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2712

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	再支給の制限		
法令名 根拠条項	生活困窮者自立支援法施行規則 第16条		
法令番号	平成27年厚生労働省令第16号		
<p>【基準】</p> <p>(再支給の制限)</p> <p>第16条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者には、その支給が終了した後に、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合を除き、生活困窮者住居確保給付金を支給しない</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID:28121

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第 24 条の 35 第 3 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 164 号		
<p>【基準】</p> <p>法第 24 条の 35 の規定による。</p> <p>第 24 条の 35 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第 24 条の 31 第 1 項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第 24 条の 31 第 2 項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定障害児相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第 24 条の 31 第 3 項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28122

担当部署： 福祉部 社会福祉課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第 24 条の 40 第 3 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 164 号		
<p>【基準】</p> <p>法第 24 条の 40 の規定による。</p> <p>第 24 条の 40 第 24 条の 38 第 2 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定障害児相談支援事業者(同条第 4 項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定障害児相談支援事業者を除く。)が、同条第 1 項の厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第 1 項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第 3 項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係市町村長に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28123

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第 57 条の 2 第 1 項及び第 2 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 164 号		
<p>【基準】</p> <p>第 57 条の 2 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章において「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、その者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28124

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 (地域相談支援給付決定の取消し) 第51条の10 地域相談支援給付決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該地域相談支援給付決定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(地域相談支援給付決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。)</p> <p>(3) 地域相談支援給付決定に係る障害者が、正当な理由なしに第51条の6第2項及び前条第3項において準用する第20条第2項の規定による調査に応じないとき。</p> <p>(4) <u>その他政令で定めるとき。</u></p> <p><u>その他政令で定め</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (地域相談支援給付決定を取り消す場合) 第26条の6 法第51条の10第1項第4号の政令で定めるときは、地域相談支援給付決定障害者(法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。次条及び第26条の8において同じ。)が法第51条の6第1項又は第51条の9第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28125

担当部署： 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の33第3項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 (勧告、命令等)</p> <p>第51条の33 第51条の31第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定相談支援事業者(同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定相談支援事業者を除く。)が、同条第1項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた指定相談支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28126

担当部署： 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第 51 条の 29 第 2 項		
法令番号	平成 17 年法律第 123 号		
【基準】	<p>2 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定特定相談支援事業者に係る第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 20 第 2 項において準用する第 36 条第 3 項第 5 号、第 5 号の 2 又は第 12 号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 22 第 3 項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(3) 指定特定相談支援事業者が、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 51 条の 24 第 1 項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。</p> <p>(4) 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 24 第 2 項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 計画相談支援給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(6) 指定特定相談支援事業者が、第 51 条の 27 第 2 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 指定特定相談支援事業者又は当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者が、第 51 条の 27 第 2 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定特定相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業者が、不正の手段により第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定を受けたとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定特定相談支援事業者が、計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(11) 指定特定相談支援事業者の役員又はその特定相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に計画相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28127

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の28第4項		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】 (勧告、命令等)</p> <p>第51条の28 都道府県知事は、指定一般相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定一般相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第51条の23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定地域相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の23第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、指定特定相談支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定特定相談支援事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定計画相談支援の事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第51条の24第3項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定相談支援事業者が、前2項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定一般相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったとき、市町村長は、第2項の規定による勧告を受けた指定特定相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定相談支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>6 市町村は、地域相談支援給付費の支給に係る指定地域相談支援を行った指定一般相談支援事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る一般相談支援事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28128

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給の取消し		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第 34 条の 55 第 1 項		
法令番号	平成 18 年厚生労働省令第 19 号		
<p>【基準】 (計画相談支援給付費の支給の取消し) 第 34 条の 55 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相談支援給付費の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 計画相談支援対象障害者等が、法第 51 条の 17 第 1 項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなると認めるとき。</p> <p>(2) 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:652

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	保育の実施等の解除
法令名 根拠条項	児童福祉法第24条
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】 法第24条の規定による。</p> <p>第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p> <p>3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。)又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園(保育所であるものを含む。)又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。</p> <p>4 市町村は、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること(以下「保育の利用」という。)の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。</p> <p>5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。</p> <p>6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定</p>	

こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

- (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

7 市町村は、第3項の規定による調整及び要請並びに第四項の規定による勧奨及び支援を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育を行う事業その他児童の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする

いなべ市立保育所条例施行規則（平成15年規則第53号）第13条から第15条までの規定による。

（入所の不承諾）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する児童については、保育所の利用を認めない。

- (1) 保育の実施希望に係る児童に保育の必要性の事由が確認できないとき。
- (2) 伝染性疾患を有する場合
- (3) その他保育所を利用させることが不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により保育の実施を行わない場合には、保護者に事業所入所不承諾通知書（様式第4号）により、入所を認められない旨及びその理由等を通知する。

（保育の利用の解除）

第13条 市長は、入所している児童が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保育の利用の解除をするものとする。

- (1) 保育の実施期間満了前に、保育の必要性の事由がなくなったとき。
- (2) 転出又は死亡したとき。
- (3) その他保育所の運営に支障が生じると認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により保育の利用を解除した場合には、保護者及び入所中の保育所に事業所解除通知書（様式第5号）により、保育の利用を解除する旨及びその理由等を通知する。

（保育の実施の一時停止）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、児童の保育所への入所を一時停止することができる。

- (1) 児童の疾病その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他保育の実施が不適當なとき。

備考

設定年月日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

ID: 655

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	保育の実施に要する保育費用の徴収
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【基準】</p> <p>法第56条第2項の規定による。</p> <p>第56条</p> <p>2 第50条第5号、第6号、第6号の2若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p><u>第51条第4号又は第5号</u></p> <p>第51条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>4 <u>第24条第5項又は第6項</u>の措置(都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。)に要する費用</p> <p>5 <u>第24条第5項又は第6項</u>の措置(都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。)に要する費用</p> <p><u>第24条第5項又は第6項</u></p> <p>5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費(同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費(同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。)の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。</p> <p>6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。</p> <p>(1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。</p>	

備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 1083

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	費用の滞納等に対する処分		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】 法第56条第8項の規定による。 第56条 8 家庭的保育事業等を行う者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行う者に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該家庭的保育事業等による保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が<u>第24条第2項</u>の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p><u>第24条第2項</u> ② 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 2515

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	事業の停止又は施設の閉鎖命令（第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第59条第5項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第5項の規定による。</p> <p>第5項 都道府県知事は、<u>第1項</u>に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p><u>第1項</u></p> <p>第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>過去に処分実績がなく又は稀であつて、あらかじめ上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 2516

担当部署: 健康子ども部 保育課

処分の概要	緊急の場合の事業の停止又は施設の閉鎖命令（第39条に規定する業務を目的とする施設に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第59条第6項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条第6項の規定による。</p> <p>第6項 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる</p> <p>前項</p> <p>第5項 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p> <p>第1項</p> <p>第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで(第39条の2を除く。)に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。)については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。</p> <p>過去に処分実績がなく又は稀であつて、あらかじめ上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。</p>			
備考			
設定年月日	平成25年7月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 2713

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	不正利得の徴収
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条及び第30条の3
法令番号	平成24年 法律第65号
<p>【根拠条文】</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、<u>第27条第1項</u>に規定する特定教育・保育施設又は<u>第29条第1項</u>に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は<u>第29条第5項</u>(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p>(準用)</p> <p>第30条の3 第12条から第18条までの規定は、<u>子育てのための施設等利用給付</u>について準用する。 この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p><u>第27条第1項</u></p> <p>(施設型給付費の支給)</p> <p>第27条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満3歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。</p> <p><u>第29条第5項</u></p> <p>(地域型保育給付費の支給)</p> <p>5 満3歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者を支払うべき当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、</p>	

地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

子育てのための施設等利用給付

第30条の2から第30条の11

【基準】

根拠条文のとおり

備考

設定年月日

平成 27 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

ID: 2714

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	子育て支援給付の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (教育・保育給付認定の取消し) 第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該教育・保育給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、<u>内閣府令で定めるところ</u>により、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。</p> <p><u>子ども・子育て支援法施行規則</u> (教育・保育給付認定の取消しを行う場合の手続) 第14条 市町村は、法第24条第1項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行ったときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、教育・保育給付認定保護者に支給認定証を交付しているときは、次に掲げる事項を併せて通知し、当該支給認定証の返還を求めるものとする。ただし、教育・保育給付認定保護者の支給認定証が既に市町村に提出されているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 支給認定証を返還する必要がある旨 (2) 支給認定証の返還先及び返還期限</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和元年5月17日

ID: 2715

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定教育・保育施設の設置者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第39条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等)</p> <p>第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長(指定都市所在認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。))については当該指定都市の長を除き、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市所在認定こども園、指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 2716

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定教育・保育施設の取消し等
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第40条
法令番号	平成24年 法律第65号
<p>【根拠条文】 (確認の取消し等)</p> <p>第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすること</p>	

ができない。

【基準】

根拠条文のとおり

備考

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 2717

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第51条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等) 第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2718

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の取消し		
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第52条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (確認の取消し等)</p> <p>第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者が、第45条第6項の規定に違反したと認められるとき。 2 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 3 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 4 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 5 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 11 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 2719

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定教育・保育提供者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第57条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等)</p> <p>第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	

ID: 3309

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	施設等利用給付認定の取消し
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の9
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【根拠条文】 (施設等利用給付認定の取消し) 第30条の9 施設等利用給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該施設等利用給付認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該施設等利用給付認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内に、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該施設等利用給付認定保護者が、施設等利用給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) <u>その他政令で定めるとき</u>。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、理由を付して、その旨を当該取消しに係る施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。</p> <p><u>その他政令で定めるとき</u> 子ども・子育て支援法施行令 (法第30条の9第1項第3号の政令で定めるとき)</p> <p>第15条の5 法第30条の9第1項第3号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <p>一 当該施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下この条及び第24条の4において同じ。)が、正当な理由なしに、法第30条の3において準用する法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>二 当該施設等利用給付認定保護者が法第30条の5第1項又は第30条の8第1項の規定による申請(法第30条の5第7項の規定により同条第2項に規定する施設等利用給付認定を受けたものとみなされた施設等利用給付認定保護者にあつては、法第20条第1項又は第23条第1項の規定による申請を含む。)に関し虚偽の申請をしたとき。</p> <p>三 当該施設等利用給付認定保護者がその施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。次号、次条及び第24条の4において同じ。)について法第30条第1項に規定する保育認定子どもに係る教育・保育給付認定を受け、当該教育・保育給付認定に係る施設型給付費、特例施設型給付費(法第28条第1項第3号に係るものを除く。)、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けたとき。</p> <p>四 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが第1条に規定する施設を利用したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>	

備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

ID: 3310

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定子ども・子育て支援提供者への勧告、命令等
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の9
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【根拠条文】</p> <p>(勧告、命令等)</p> <p>第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第7条第10項各号（第1号から第3号まで及び第6号を除く。以下この号において同じ。）に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。次項及び第6項において同じ。）を除く。）が設置基準（幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。）に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長（指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第6号に掲げる事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>6 市町村長（指定都市等所在届出保育施設（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第4号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第2号及び次条第1項第2号において同じ。）については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。）は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に</p>	

掲げる子ども・子育て支援施設等（国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- (1) 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (2) 第7条第10項第4号に掲げる施設（指定都市等所在届出保育施設を除く。） 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出
- (3) 第7条第10項第5号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
 - イ 認定こども園（指定都市等所在認定こども園を除く。） 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定
 - ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- (4) 第7条第10項第6号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出
- (5) 第7条第10項第7号に掲げる事業（指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。） 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出

【基準】

根拠条文のとおり

備考

設定年月日

令和3年4月1日

最終変更年月日

ID: 3311

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の10
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【根拠条文】 (確認の取消し等)</p> <p>第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第7条第10項第8号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第5号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第6号又は第7号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。</p> <p>(3) 特定子ども・子育て支援提供者（第7条第10項第4号に掲げる施設の設置者又は同項第5号、第7号若しくは第8号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第4号、第5号、第7号又は第8号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(5) 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の8第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第58条の8第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第30条の11第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に教育・保育そ</p>	

の他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(11) 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第30条の11第1項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第58条の2の申請をすることができない。

【基準】

根拠条文のとおり

備考

設定年月日

令和3年4月1日

最終変更年月日

ID:28129

担当部署： 健康こども部 保育課

処分の概要	特定保育所の保育費用の徴収
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 附則第6条第4項
法令番号	平成24年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第31条の2の規定による。 (保育所に係る委託費の支払等)</p> <p>第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の3第2項の規定は適用しない。</p> <p>3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。</p> <p>5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。</p> <p>6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。</p> <p>7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	

8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

備考

設定年月日

平成28年4月1日

最終変更年月日

令和3年4月1日

ID:28131

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業等に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第3項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条の17第3項の規定による。</p> <p>第34条の17</p> <p>3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28132

担当部署：健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業者に対する事業制限又は停止命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【根拠条文】</p> <p>4 市町村長は、家庭的保育事業等が、<u>前条第1項の基準</u>に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p><u>前条第1項の基準</u></p> <p>第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の規定に基づく。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28133

担当部署： 健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業者に対する改善命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第 34 条の 17 第 3 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 164 号		
<p>【根拠条文】</p> <p>3 市町村長は、家庭的保育事業等が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。</p> <p><u>前条第1項の基準</u></p> <p>第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない</p> <p>【根拠条文】</p> <p>いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 10 号）の規定に基づく。家庭的保育事業者等の職員の一般的要件及び他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準は以下の規定に基づく。</p> <p>(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)</p> <p>第 8 条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第 9 条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p>第 10 条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:28134

担当部署: 健康子ども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業等の停止命令等		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の17第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】 法第34条の17第4項の規定による。 第34条の17 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28135

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第11項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第56条の8第10項及び第11項の規定による。</p> <p>第56条の8</p> <p>10 市町村長は、公私連携型保育所が正当な理由なく協定に従って保育等を行っていないと認めるときは、公私連携保育法人に対し、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。</p> <p>11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携保育法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28136

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業等の認可の取消し		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第58条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条第2項の規定による。</p> <p>第58条</p> <p>2 第34条の15第2項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同項の認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28141

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条 第11項		
法令番号	平成18年法律第77号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第10項及び第11項の規定による。</p> <p>10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。</p> <p>11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 641

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	受給資格の喪失
法令名 根拠条項	児童手当法 第4条
法令番号	昭和46年法律第73号
<p>【基準】</p> <p>法第4条及び第5条の規定による。</p> <p>(支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であって、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第2条第2項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの</p> <p>(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所している若しくは障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者</p> <p>2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに</p>	

該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

備考	
----	--

設 定 年 月 日	平成 24 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令 和 2 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	-----------------

ID: 642

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	児童手当支給の制限		
法令名 根拠条項	児童手当法 第5条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条の規定による。</p> <p>第5条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得(1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第1号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。</p> <p><u>前条第1項第1号から第3号</u> (支給要件)</p> <p>第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>1 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p> <p>イ 十五歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)</p> <p>2 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)</p> <p>3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p>			
備考			
設定年月日	平成24年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 643

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	児童手当の不支給		
法令名 根拠条項	児童手当法 第10条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、<u>第27条第1項</u>の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p><u>第27条第1項</u></p> <p>第27条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 644

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	調査拒否等による手当支払差止め		
法令名 根拠条項	児童手当法 第11条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。</p> <p>第11条 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、<u>第26条</u>の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p><u>第26条</u> (届出)</p> <p>第26条 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>2 第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者(個人である場合に限る。)は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の6月1日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第17条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 645

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	児童手当の支払いの調整		
法令名 根拠条項	児童手当法 第13条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の規定による。</p> <p>(支払の調整)</p> <p>第13条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 646

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条		
法令番号	昭和46年法律第73号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 649

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	事務の適正な実施のための監督上の命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の13		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の13の規定による。</p> <p>第21条の13 市町村長は、<u>第21条の11第3項</u>の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p><u>第21条の11第3項</u></p> <p>第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。</p> <p>② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。</p> <p>③ 市町村は、<u>第1項</u>の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに<u>前項</u>のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 851

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	母子家庭の母に対する居宅における介護等の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第17条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第17条の規定による。</p> <p>(母子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第17条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、<u>政令で定める基準</u>に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 <u>政令で定める基準</u> (配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準)</p> <p>第26条 法第17条第1項の措置は、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの現に日常生活に支障が生じている状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 852

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	寡婦に対する居宅における介護等の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第33条第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条第3項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。 (寡婦日常生活支援事業)</p> <p>第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた と認められるときは、<u>政令で定める基準</u>に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省 令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助 言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、 又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ること ができる。</p> <p>2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当 該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 第18条及び第19条の規定は、第1項の措置について準用する。</p> <p><u>政令で定める基準</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (寡婦に係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準)</p> <p>第39条 法第33条第1項の措置は、当該寡婦の現に日常生活等に支障が生じている状況に応じて適 切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 1030

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	受給資格者の所得による児童扶養手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>2 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成23年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 1034

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	母に対する児童扶養手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第10条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の規定による。</p> <p>第10条 父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。</p> <p><u>民法(明治29年法律第89号)第877条第1項</u> (扶養義務者)</p> <p>第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。</p>			
備考			
設定年月日	平成23年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 1035

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	養育者に対する児童扶養手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第11条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第11条の規定による。</p> <p>第11条 養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。</p> <p><u>民法(明治29年法律第89号)第877条第1項</u> (扶養義務者)</p> <p>第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 1036

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	児童扶養手当の返還		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第12条第2項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の規定による。</p> <p>第12条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第9条から前条までの規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者(第9条第1項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がある年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条第1項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者(第9条第1項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がある年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第9条の2に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第10条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 1037

担当部署: 健康子ども部 児童福祉課

処分の概要	受給資格者に対する児童扶養手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第13条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の2の規定による。</p> <p>第13条の2 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>(1) 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。</p> <p>(3) 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。</p> <p>(4) 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> <p>2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p> <p>(1) 国民年金法の規定に基づく障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付(次項において「障害基礎年金等」という。)及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> <p>(2) 遺族補償等(父又は母の死亡について支給されるものに限る。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> <p>3 手当は、受給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができるとき(その全額につき、その支給が停止されているときを除く。)は、政令で定めるところにより、当該障害基礎年金等の給付(子を有する者に係る加算に係る部分に限る。)の額に相当する額を支給しない。</p> <p>4 第1項各号列記以外の部分及び前項の政令を定めるに当たっては、監護等児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が監護等児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないようにするものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成23年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 1038

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	規定違反に対する児童扶養手当の支給の制限
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第14条
法令番号	昭和36年法律第238号
<p>【基準】</p> <p>法第14条の規定による。</p> <p>第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(1) 受給資格者が、正当な理由がなくて、<u>第29条第1項</u>の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。</p> <p>(2) 受給資格者が、正当な理由がなくて、<u>第29条第2項</u>の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。</p> <p>(3) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。</p> <p>(4) 受給資格者(養育者を除く。)が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。</p> <p>(5) 受給資格者が、<u>第6条第1項</u>の規定による認定の請求又は<u>第28条第1項</u>の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。</p> <p><u>第29条第1項、2項</u> (調査)</p> <p>第29条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、<u>第3条第1項</u>若しくは<u>第4条第1項第1号ハ</u>に規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。</p> <p><u>第6条第1項</u> (認定)</p> <p>第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。</p> <p><u>第3条第1項</u></p> <p>第3条 この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p><u>第4条第1項第1号ハ</u> (支給要件)</p> <p>第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。</p>	

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母
 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

備考

設 定 年 月 日	平成 23 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	-----------------

ID: 1039

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	届出等不履行による児童扶養手当の支払の差止め		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第15条		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第15条の規定による。</p> <p>第15条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、<u>第28条第1項</u>の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。</p> <p><u>第28条第1項</u> (届出)</p> <p>第28条 手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 1040

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第 23 条第 1 項		
法令番号	昭和 36 年法律第 238 号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条第1項の規定による。 (不正利得の徴収)</p> <p>第23条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 2514

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限②		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の2の規定による。</p> <p>第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。</p> <p>(支給の制限)／前条第1項</p> <p>第9条 手当は、受給資格者(第4条第1項第1号ロ又は三に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又は三に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID:28130

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	父子家庭の父に対する居宅における介護等の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の7		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】 (父子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第31条の7 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、<u>政令で定める基準</u>に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p> <p>2 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>3 第18条及び第19条の規定は、第1項の措置について準用する。</p> <p>4 第20条の規定は父子家庭日常生活支援事業(第一項の措置に係る配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものにつき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)について、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、第23条中「第17条第1項」とあるのは「第31条の7第1項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」と、第24条中「第17条第1項」とあるのは「第31条の7第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 <u>政令で定める基準</u> (配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに係る居宅等における便宜の供与等に関する措置の基準)</p> <p>第31条の8 法第31条の7第1項の措置は、当該配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの現に日常生活に支障が生じている状況に応じて適切な同項に規定する便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28137

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	寡婦日常生活支援の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第33条第3項		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条第3項において準用する法第18条に準じ法第33条第1項の規定による。 (寡婦日常生活支援事業)</p> <p>第33条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた と認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省 令で定める場所において、食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助 言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、 又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ること ができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28138

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	父子家庭自立支援給付の不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の10において準用する第31の2		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】 準用する法第31条の2の規定による。 (不正利得の徴収) 第31条の2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28139

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の7第3		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条の7第3項において準用する法第18条に準じ法第31条の7第1項の規定による。 (父子家庭日常生活支援事業)</p> <p>第31条の7 都道府県又は市町村は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28140

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条の2		
法令番号	昭和39年法律第129号		
<p>【基準】 法第31条の2の規定による。 (不正利得の徴収) 第31条の2 偽りその他不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28142

担当部署：健康こども部 児童福祉課

処分の概要	受給資格者に対する手当の支給の制限		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第13条の3第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条の3の規定による。</p> <p>第13条の3 受給資格者(養育者を除く。以下この条において同じ。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき(第6条第1項の規定による認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の2分の1に相当する額を超えることができない。</p> <p>2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28143

担当部署: 健康こども部 児童福祉課

処分の概要	児童扶養手当の支払の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第 31 条		
法令番号	昭和 36 年法律第 238 号		
<p>【基準】 法第31条の規定による。 (手当の支払の調整) 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 650

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処分の概要	助産の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第22条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条の規定による。</p> <p>第22条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>② 前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号又は第26条第1項第5号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>④ 都道府県等は、第1項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 651

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処分の概要	母子保護の実施の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第23条		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条の規定による。</p> <p>第23条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用等適切な保護を加えなければならない。</p> <p>② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。</p> <p>③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。</p> <p>④ 都道府県等は、第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号若しくは第26条第1項第5号又は売春防止法(昭和三十年法律第百十八号)第36条の2の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。</p> <p>⑤ 都道府県等は、第1項に規定する保護者の母子生活支援施設の利用及び母子生活支援施設の利用の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 653

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処分の概要	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第25条の7第1項第2号		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条の7第1項第2号の規定による。</p> <p>第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条第1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。</p> <p>1 略</p> <p>2 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 654

担当部署: 健康こども部 家庭児童相談室

処分の概要	障害福祉サービス及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【根拠条文】</p> <p>法第56条第2項の規定による。</p> <p>第56条</p> <p>② <u>第50条第5号、第6号、第6号の3若しくは第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号から第5号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</u></p> <p><u>第50条第5号、第6号、第6号の3</u></p> <p>第50条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。</p> <p>5 <u>第20条の措置に要する費用</u></p> <p>6 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(助産の実施又は母子保護の実施につき第45条第1項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第3号において同じ。)</p> <p>6の3 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給に要する費用</p> <p><u>第20条</u></p> <p>第20条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。</p> <p>② 療育の給付は、医療並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給とする。</p> <p>③ 前項の医療は、次に掲げる給付とする。</p> <p>1 診察</p> <p>2 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術</p> <p>4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>5 移送</p> <p>④ 第2項の医療に係る療育の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院(以下「指定療育機関」という。)に委託して行うものとする。</p> <p>⑤ 都道府県知事は、病院の開設者の同意を得て、第2項の医療を担当させる機関を指定する。</p> <p>⑥ 前項の指定は、政令で定める基準に適合する病院について行うものとする。</p> <p>⑦ 指定療育機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。</p> <p>⑧ 都道府県知事は、指定療育機関が第6項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなったとき、次条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に第2項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p><u>第7号から第7号の3</u></p> <p>7 都道府県が、第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第45条第1項又は第45条の2第1項の基準を維持するために要する費用(国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期</p>	

治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

7の2 都道府県が、第27条第2項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用

7の3 都道府県が行う児童自立生活援助（満20歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。）の実施に要する費用

【基準】

いなべ市児童福祉法による助産の実施及び母子保護の実施に関する規則

（費用の徴収）

第4条 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施を行ったときは、法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）から徴収金を徴収する。

2 前項の徴収金の額は、別表に定めるとおりとする。

別表(第2条、第4条関係)

徴収額表

助産の実施の開始日における妊産婦の属する世帯及び各月初日における母子生活支援施設入所世帯の階層区分		助産施設	母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収額（助産の実施期間中の額）	徴収額（月額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） 4,500円	2,200円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	15,000円以下 9,000円	4,500円
D2	15,001円から40,000円まで	13,500円	6,700円
D3	40,001円から70,000円まで	18,700円	9,300円
D4	70,001円から183,000円まで	29,000円	14,500円
D5	183,001円から403,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるとときは41,200円とする。）	20,600円
D6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。た	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。た

			ただし、その額が 54,200 円を超えると きは 54,200 円とする。 る。)	だし、その額が 27,100 円を超えると きは 27,100 円とする。)
D7	703,001 円から 1,078,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 68,700 円を超えると きは 68,700 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 34,300 円を超えると きは 34,300 円とする。)
D8	1,078,001 円から 1,632,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 85,000 円を超えると きは 85,000 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 42,500 円を超えると きは 42,500 円とする。)
D9	1,632,001 円から 2,303,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 102,900 円を超えると きは 102,900 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 51,400 円を超えると きは 51,400 円とする。)
D10	2,303,001 円から 3,117,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 122,500 円を超えると きは 122,500 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 61,200 円を超えると きは 61,200 円とする。)
D11	3,117,001 円から 4,173,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 143,800 円を超えると きは 143,800 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 71,900 円を超えると きは 71,900 円とする。)
D12	4,173,001 円から 5,334,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 166,600 円を超えると きは 166,600 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 83,300 円を超えると きは 83,300 円とする。)
D13	5,334,001 円から 6,674,000 円まで		その月のその措置児 童等に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 191,200 円を超えると きは 191,200 円とす る。)	その月のその入所世 帯に係る措置費等 の支弁額（全額徴収。 ただし、その額が 95,600 円を超えると きは 95,600 円とする。)
D14	6,674,001 円から		全額徴収	全額徴収

1 この表の C1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C1 階層及び C2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第

314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表のD1階層からD14階層までの区分における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項及び第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 3 妊産婦又は児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は、0円とする。
 - (1) 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 次に掲げる児童(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると福祉事務所長が認めた世帯

- 4 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が児童福祉法第6条の2第1項の障害児通所支援を利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「1218002号通知」という。))」の別表4-1障害児施設徴収金基準額表(扶養義務者用)に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

5 助産の実施に係る妊産婦に出産一時金があるときは、当該妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収額に加えるものとする。
 なお、この表の徴収金額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

備考

実績なし

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日
-------	-----------	---------	-----------

ID: 853

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第 18 条第 1 項		
法令番号	昭和 23 年法律第 68 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第1項の規定による。</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、給付を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 854

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第 18 条第 2 項		
法令番号	昭和 23 年法律第 68 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第18条</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 855

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第19条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収)</p> <p>第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 856

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	予防接種の実費の徴収
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条
法令番号	昭和23年法律第68号
<p>【根拠】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 <u>第5条第1項</u>又は<u>第6条第3項</u>の規定による予防接種を行つた者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、<u>政令の定めるところ</u>により、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、<u>経済的理由</u>により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p> <p><u>第5条第1項</u> (市町村長が行う予防接種) 第5条 市町村長は、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であつて<u>政令</u>で定めるものに対し、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項の規定に基づく政令で定める市(第10条において「保健所を設置する市」という。))にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。</p> <p><u>第6条第3項</u> (臨時に行う予防接種) 3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、<u>政令の定めるところ</u>により、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。</p> <p><u>政令</u>(予防接種法施行令) (政令で定めるA類疾病) 第1条 予防接種法(以下「法」という。)第2条第2項第12号の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。 1 痘そう 2 水痘 3 B型肝炎 4 ロタウイルス感染症 (政令で定めるB類疾病) 第1条の2 法第2条第3項第2号の政令で定める疾病は、肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)とする。 (市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者) 第1条の3 法第5条第1項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項(予防接種法の一部を改正する法律(平成13年法律第116号)附則第3条第1項(予防接種法の一部を改正する法律(平成25年法律第8号)附則第7条の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定により読み替えられる場合を含む。)の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者(当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者(インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。))その他厚生労働省令で定める者を除く。)とする。</p>	

疾病	予防接種の対象者
ジフテリア	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
麻疹	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風疹	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎	1 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者
破傷風	1 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2 11歳以上13歳未満の者
結核	1歳に至るまでの間にある者
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者
インフルエンザ	1 65歳以上の者 2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）	1 65歳の者 2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

【基準】

予防接種を受けた者又はその保護者から徴収できる実費は、予防接種法施行令第33条に定める経費とする。

（実費）

第33条 法第28条の実費とは、薬品費、材料費及び予防接種を行うため臨時に雇われた者に支払う経費をいう。

2 法第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種については徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

ただし、現在法第5条第1項の規定による予防接種であってA類疾病に係るものの実費を徴収していないため、徴収する者の基準及び徴収する額の定めはない。

備考

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日
-------	-----------	---------	----------

ID: 857

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条
法令番号	昭和23年政令第197号
<p>【根拠】</p> <p>政令第15条の規定による。</p> <p>(A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)</p> <p>第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に应ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。</p> <p><u>予防接種法第16条第1項第3号</u> (給付の範囲)</p> <p>第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 2 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 3 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 4 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 5 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 <p><u>政令で定める程度の障害の状態</u></p> <p>予防接種法施行令 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)</p> <p>第13条 法第16条第1項第3号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法第16条第1項第3号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額 <ol style="list-style-type: none"> イ 別表第2に定める1級の障害の状態にある18歳以上の者(以下「1級障害者」という。)に支給する場合 3,926,400円 ロ 別表第2に定める2級の障害の状態にある18歳以上の者(以下「2級障害者」という。)に支給する場合 3,141,600円 ハ 別表第2に定める3級の障害の状態にある18歳以上の者(次号ハにおいて「3級障害者」という。)に支給する場合 2,355,600円 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額 <ol style="list-style-type: none"> イ 1級障害者に支給する場合 5,048,400円 ロ 2級障害者に支給する場合 4,039,200円 ハ 3級障害者に支給する場合 3,028,800円 	

- 3 前項の規定による障害年金の額は、1級障害者又は2級障害者であって、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
- 4 前項に規定する介護加算額は、1級障害者に支給する場合は844,300円とし、2級障害者に支給する場合は562,900円とする。
- 5 法第16条第1項第3号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前3項の規定にかかわらず、前3項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除して得た額とする。

【基準】

新たに該当するに至った等級に応ずる基準とは、予防接種法施行令第15条に規定する別表1又は別表2をいう。

別表第1

等級	障害の状態
1級	1 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両下肢の用を全く廃したもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 8 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
2級	1 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のも 3 平衡機能に著しい障害を有するもの <small>そしやく</small> 4 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも

別表第2

等級	障害の状態
1級	1 両眼の視力が0.02以下のもの 2 両上肢の用を全く廃したもの

	<ul style="list-style-type: none"> 3 両下肢の用を全く廃したもの 4 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.04 以下のもの 2 一眼の視力が 0.02 以下で、かつ、他眼の視力が 0.06 以下のもの 3 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてこれを解することができない程度のもの 4 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5 一上肢の用を全く廃したもの 6 一下肢の用を全く廃したもの 7 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.1 以下のもの 2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの 3 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 4 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 5 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 6 体幹の機能に著しい障害を有するもの 7 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 8 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 9 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 858

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<p>【根拠】 政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条 2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>【基準】 年金たる給付の支給を一時差し止めることができる基準とは、前項の規定(予防接種法施行令第16条第1項)による命令に従わず、又は報告をしないとき。</p> <p>第16条 市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 1008

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 63 条第 1 項		
法令番号	平成 10 年法律第 114 号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第1項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第63条 市町村長は、<u>第27条第2項の規定</u>により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p> <p><u>第27条第2項の規定</u></p> <p>(感染症の病原体に汚染された場所の消毒)</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 1010

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収		
法令名 根拠条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 63 条第 3 項		
法令番号	平成 10 年法律第 114 号		
<p>【基準】</p> <p>法第63条第3項の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第63条</p> <p>3 市町村長は、<u>第29条第2項の規定</u>により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費を徴収することができる。</p> <p><u>第29条第2項の規定</u></p> <p>(物件に係る措置)</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、市町村に消毒するよう指示し、又は当該都道府県の職員に消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するために必要な措置をとらせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID:28144

担当部署：健康こども部 健康推進課

処分の概要	費用の徴収		
法令名 根拠条項	母子保健法 第21条の4第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の4の規定による。</p> <p>(費用の徴収)</p> <p>第21条の4 第20条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。</p> <p>3 第1項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:3407

担当部署: 健康こども部 新型コロナワクチン接種課

処分の概要	賠償受給による給付の制限（新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。）		
法令名 根拠条項	予防接種法 第 18 条第 1 項		
法令番号	昭和 23 年法律第 68 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第1項の規定による。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、給付を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	

ID:3408

担当部署: 健康こども部 新型コロナワクチン接種課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令（新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。）		
法令名 根拠条項	予防接種法 第 18 条第 2 項		
法令番号	昭和 23 年法律第 68 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第2項の規定による。 （損害賠償との調整）</p> <p>第18条</p> <p>2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	

ID:3409

担当部署： 健康こども部 新型コロナワクチン接種課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収（新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。）		
法令名 根拠条項	予防接種法 第 19 条第 1 項		
法令番号	昭和 23 年法律第 68 号		
<p>【基準】</p> <p>法第19条第1項の規定による。 （不正利得の徴収）</p> <p>第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:3410

担当部署: 健康子ども部 新型コロナワクチン接種課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定（新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。）
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条
法令番号	昭和23年政令第197号
<p>【根拠】 政令第15条の規定による。</p> <p>（A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更）</p> <p>第15条 障害児又は<u>法第16条第1項第3号</u>の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に应ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。</p> <p><u>予防接種法第16条第1項第3号</u> （給付の範囲）</p> <p>第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 2 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 3 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 4 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 5 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 <p><u>政令で定める程度の障害の状態</u> 予防接種法施行令 （A類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金）</p> <p>第13条 法第16条第1項第3号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法第16条第1項第3号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第3項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額 <ol style="list-style-type: none"> イ 別表第2に定める1級の障害の状態にある18歳以上の者(以下「1級障害者」という。)に支給する場合 3,932,400円 ロ 別表第2に定める2級の障害の状態にある18歳以上の者(以下「2級障害者」という。)に支給する場合 3,146,400円 ハ 別表第2に定める3級の障害の状態にある18歳以上の者(次号ハにおいて「3級障害者」という。)に支給する場合 2,360,400円 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額 <ol style="list-style-type: none"> イ 1級障害者に支給する場合 5,056,800円 ロ 2級障害者に支給する場合 4,045,200円 ハ 3級障害者に支給する場合 3,034,800円 	

- 3 前項の規定による障害年金の額は、1級障害者又は2級障害者であって、児童福祉法にいう医療型障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。
- 4 前項に規定する介護加算額は、1級障害者に支給する場合は844,300円とし、2級障害者に支給する場合は562,900円とする。
- 5 法第16条第1項第3号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前3項の規定にかかわらず、前3項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の100分の40に相当する額を控除して得た額とする。

【基準】

新たに該当するに至った等級に応ずる基準とは、予防接種法施行令第15条に規定する別表1又は別表2をいう。

別表第1

等級	障害の状態
1級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のももの 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両下肢の用を全く廃したもの 5 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のももの 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のももの 8 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のももの 3 平衡機能に著しい障害を有するもの <small>そしやく</small> 4 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のももの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のももの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のももの

別表第2

等級	障害の状態
1級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.02以下のもの 2 両上肢の用を全く廃したもの

	<ul style="list-style-type: none"> 3 両下肢の用を全く廃したもの 4 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.04 以下のもの 2 一眼の視力が 0.02 以下で、かつ、他眼の視力が 0.06 以下のもの 3 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの 4 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 5 一上肢の用を全く廃したもの 6 一下肢の用を全く廃したもの 7 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が 0.1 以下のもの 2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度のもの 3 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 4 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 5 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 6 体幹の機能に著しい障害を有するもの 7 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 8 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 9 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 		
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	

ID:3411

担当部署: 健康こども部 新型コロナワクチン接種課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め（新型コロナウイルスに係る予防接種に限る。）		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<p>【根拠】 政令第16条第2項の規定による。 （A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告）</p> <p>第16条 2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>【基準】 年金たる給付の支給を一時差し止めることができる基準とは、前項の規定（予防接種法施行令第16条第1項）による命令に従わず、又は報告をしないとき。</p> <p>第16条 市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	

ID: 660

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	認定の取消し
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第10条
法令番号	平成2年法律第44号
<p>【基準】 法第9条及び第10条の規定による。 (勧告) 第9条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整備運営計画(第7条第5項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って市民農園の整備又は運営を行っていないと認めるときは、当該認定開設者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(認定の取消し) 第10条 前条の規定による勧告を受けた認定開設者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第7条第1項又は第5項の規定による認定を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 認定の取消し基準は、法第7条第3項に規定する認定時の要件に適合しなくなった場合とする。 (市民農園の開設の認定) 3 市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第五号から第八号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>政令で定める基準</u> 市民農園整備促進法施行令 (市民農園の開設の認定の基準) 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 1 申請の手續又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 2 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。</p>	

備考	認定 → 農業委員会の決定 県知事と協議 県同意必要		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 662

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	協定の認定の取消し		
法令名 根拠条項	集落地域整備法施行令 第11条第3項		
法令番号	昭和63年政令第25号		
<p>【根拠条文】 政令第11条第3項の規定による。 第11条 3 市町村長は、次に掲げる場合には、<u>法第8条第1項</u>の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 協定の内容が<u>法第8条第4項</u>の規定に違反するもの又は<u>法第9条第1項各号</u>に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合</p> <p>(2) 協定の対象となる農用地の保全及び利用が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合</p> <p><u>法第8条第1項</u> (集落地域における農用地の保全等に関する協定) 集落農業振興地域整備計画の区域内にある相当規模の一団の農用地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団体を除く。第三項において「農用地所有者等」という。)は、当該農用地の良好な営農条件を確保するため、農用地の保全及び利用に関する協定(以下この章において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p><u>法第8条第4項</u>の規定 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。</p> <p><u>法第9条第1項各号</u>に掲げる要件 (協定の認定等) 第九条 市町村長は、前条第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 698

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施業実施協定の認可の取消し
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の8
法令番号	昭和26年法律第249号
<p>【根拠条文】</p> <p>(施業実施協定の認可の取消し)</p> <p>第10条の11の8 市町村の長は、<u>第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可</u>をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が<u>第10条の11の4第1項各号に掲げる要件</u>に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。</p> <p><u>第10条の11第1項若しくは第2項の認可</u></p> <p>第10条の11の9 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となっている森林であること。</p> <p>(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林(地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p><u>第10条の11の5第1項の認可</u></p> <p>(施業実施協定の変更)</p> <p>第10条の11の5 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p> <p>第10条の11の4第1項各号に掲げる要件</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の12 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p>	

(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。

【基準】

根拠条文のとおり。

備考	
----	--

設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	----------------

ID: 813

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	受益者からの負担金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【根拠条文】 法第90条第6項の規定による。 第90条 6 前項の市町村は、<u>政令の定めるところ</u>により、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。</p> <p><u>土地改良法施行令</u> (国営土地改良事業の負担金についての市町村の徴収方法) 第53条の5 法第90条第6項の規定により次の各号に掲げる者から徴収する負担金は、それぞれ当該各号に掲げる規定に規定する支払の方法に準拠して市町村が定める支払の方法により支払わせるものとする。</p> (1) 法第90条第2項に掲げる者 第53条 (2) 法第90条第3項に掲げる者 第53条の2 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 814

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第90条の2第1項の規定による。 (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第90条の2 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第87条の2第1項の規定により国が行なう同項第1号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の4第1項又は87条の5第1項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の3第3項の規定による公告があつた日(その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、<u>政令の定めるところにより</u>、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> <p><u>土地改良法施行令</u> (国営土地改良事業に係る特別徴収金)</p> <p>第53条の8 法第90条の2第1項、第4項及び第6項の政令で定める用途は、農用地とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 815

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 法第90条の2第4項の規定による。 第90条の2 4 国、都道府県又は市町村は、第87条の2第1項の規定により国が行なう同項第1号の事業により造成された土地を第94条の8第5項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の8第4項(第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、<u>政令の定めるところにより</u>、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> <p><u>土地改良法施行令</u> 第53条の12 法第90条の2第4項の規定により国、都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金は、その徴収に係る土地の時価相当額(当該土地の適正な対価として農林水産大臣が近傍類地の取引価格等を考慮して相当と認める額をいう。以下この条において同じ。)が当該土地に係る取得者負担額(当該国営土地改良事業に要した費用のうち当該土地に係る部分の額として同条第五項において準用する同条第3項の規定により算定して得た額から、当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額を差し引いて得た額をいう。以下この条において同じ。)をこえる場合に限り徴収することができるものとし、その額は、当該時価相当額から当該取得者負担額を差し引いて得た額を当該土地に係る国、都道府県及び市町村のそれぞれの特別徴収金徴収限度額を合計して得た額で除して得た数値が一以上であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額とし、当該数値が一未満であるときはそれぞれの特別徴収金徴収限度額に当該数値を乗じて得た額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 816

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第90条の2第6項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 法第90条の2第6項の規定による。 第90条の2 6 国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」とい。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、<u>政令の定めるところにより</u>、(都道府県及び市町村にあつては、条例で、)特別徴収金を徴収することができる。</p> <p><u>土地改良法施行令</u> 第53条の14 法第90条の2第6項の政令で定める要件は、第53条の7に規定する要件とする。</p> <p>(国営市町村特別申請事業に係る関連管理事業の要件) 第53条の7 法第90条第8項の政令で定める要件は、土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で同項の国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するものを行う者が、当該国営市町村特別申請事業の施行により、当該土地改良事業に係る土地改良事業計画について当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更をしたこととする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 817

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	受益者からの分担金の徴収												
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条第3項												
法令番号	昭和24年法律第195号												
<p>【根拠条文】 法第91条第3項の規定による。 第91条 3 前項の市町村は、<u>政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。</u></p> <p>【基準】 <u>土地改良法施行令</u> (都道府県営土地改良事業の分担金等) 第54条 2 法第91条第3項の分担金は、同条第2項の規定により市町村が負担する負担金の支払の方法に準拠して市町村が定める支払の方法により支払わせるものとする。</p> <p><u>いなべ市三重県営土地改良事業分担金徴収条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、三重県営土地改良事業（以下「事業」という。）に要する費用について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により当該事業に要する費用の一部を市が負担した場合において、同条第3項の規定により、当該負担金を分担金として徴収する場合には、この条例の定めるところによる。 (分担金の額及び賦課基準) 第2条 前条の分担金の総額は、市が負担した負担金の総額に次の率を乗じた額の範囲内において市長が定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揮発油税財源身替農道整備事業</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>中山間総合整備事業</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>農村振興総合整備事業</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>農業用河川応急対策事業</td> <td>100分の100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の分担金の賦課基準は、当該事業の施行により受けるべき利益を勘案して市長が定める。 3 前項において、法第3条に規定する資格を有する者から徴収すべき分担金の額を定めるに当たっては、その総額が当該事業につき市が負担した負担金の総額から当該事業の施行により生じた施設の利益を受ける土地で当該事業の施行に係る地域内にあるものとその他のものとの地積の割合、施設を利用する者のその施設の利用状況等を勘案して、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者以外の者が負担することを相当とする額を控除して得た額となるように定める。</p> <p><u>地方自治法第224条</u> (分担金) 第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。</p>		事業名	率	揮発油税財源身替農道整備事業	100分の100	中山間総合整備事業	100分の100	地域用水環境整備事業	100分の100	農村振興総合整備事業	100分の100	農業用河川応急対策事業	100分の100
事業名	率												
揮発油税財源身替農道整備事業	100分の100												
中山間総合整備事業	100分の100												
地域用水環境整備事業	100分の100												
農村振興総合整備事業	100分の100												
農業用河川応急対策事業	100分の100												

備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 818

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【根拠条文】 法第91条の2第1項の規定による。 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 都道府県又は市町村は、<u>政令の定めるところ</u>により、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第87条の3第1項、第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により都道府県が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p>			
<p>【基準】 <u>土地改良法施行令</u> (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第54条の3 法第91条の2第1項の規定により都道府県又は市町村が徴収する特別徴収金の額は、<u>同条第3項の規定</u>によりそれぞれの特別徴収金の額の限度として算定して得た額とする。</p>			
<p><u>土地改良法第91条の2第3項</u> (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金) 第91条の2 3 第1項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第1項、第2項若しくは第6項又は同条第4項において準用する第90条第4項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき前条第6項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を限度とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 819

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	目的外用途使用者等の特別徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第91条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第91条の2第4項の規定による。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。)につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。</p> <p><u>土地改良法施行令</u></p> <p>第54条の4 法第91条の2第4項の政令で定める要件は、<u>第53条の7</u>に規定する要件とする。この場合において、同条中「国営市町村特別申請事業」とあるのは、「都道府県営市町村特別申請事業」とする。</p> <p><u>第53条の7</u></p> <p>(国営市町村特別申請事業に係る関連管理事業の要件)</p> <p>第53条の7 法第90条第8項の政令で定める要件は、土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で同項の国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するものを行う者が、当該国営市町村特別申請事業の施行により、当該土地改良事業に係る土地改良事業計画について当該土地改良施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更をしたこととする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 820

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	賦課金等の徴収（法第36条第1項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第36条第1項の規定の要件に該当し、条例の定めにより賦課徴収する。 （経費の賦課）</p> <p>第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費(第90条第4項(第91条第4項及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第90条第8項又は第91条第5項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 821

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	特別徴収金の徴収（法第36条の2第1項準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 準用規定法第36条の2第1項の規定の要件に該当し、<u>政令の定め</u>により賦課徴収する。</p> <p><u>土地改良法施行令</u> 政令第47条の2 (特別徴収金)</p> <p>第47条 土地改良区は、その組合員が法第36条の3第1項に規定する場合に該当したことにより、国又は地方公共団体に対して補助金等(国又は地方公共団体が当該土地改良区の施行に係る土地改良事業につき交付した補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。)の全部又は一部に相当する額を返還しなければならないこととなつた場合に限り、同項の規定による徴収金の徴収をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 822

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	一時利用地指定（法第53条の5第1項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 準用規定法第53条の5第1項の規定による。 (一時利用地の指定) 第53条の5 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、従前の土地に代わるべき一時利用地を指定することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 823

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	換地処分前の使用収益停止（法第 53 条の 6 第 1 項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第 96 条の 4		
法令番号	昭和 24 年法律第 195 号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の6第1項の規定による。 (使用及び収益の停止)</p> <p>第53条の6 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうにつき必要がある場合には、第53条の2の2第1項の規定により換地計画において換地を定めないとされる従前の土地(次項に規定する土地を除く。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 824

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	仮清算金支払地の使用収益の停止（法第53条の6第2項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】 準用規定法第53条の6第2項の規定による。 第53条の6 2 土地改良区は、換地処分を行う前において、第53条の2の3第3項の規定により仮清算金が支払われた土地(同条第1項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第5条第7項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 825

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	一時利用地指定の利益相当額徴収（法第53条の8第2項の準用）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条の4		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>準用規定法第53条の8第2項の規定による。</p> <p>第53条の8</p> <p>2 第53条の5第1項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 826

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地改良法 第 108 条第 2 項		
法令番号	昭和 24 年法律第 195 号		
<p>【基準】 法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があったときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があった交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 827

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	土地改良事業の障害物の除去等		
法令名 根拠条項	土地改良法 第 119 条		
法令番号	昭和 24 年法律第 195 号		
<p>【基準】</p> <p>法第119条の規定による。 (障害物の移転等)</p> <p>第119条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移転し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 837

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	農業経営改善計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【根拠条文】 法第13条第2項の規定による。 (農業経営改善計画の変更等) 第13条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る農業経営改善計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第4項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第3項に規定する者(次条において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p><u>同条第4項各号に掲げる要件</u> 4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 838

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	農用地利用規程の認定の取消し
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第3項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第24条第3項の規定による。</p> <p>3 同意市町村は、認定団体が<u>第23条第1項の認定</u>に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行っていないこと<u>その他政令で定める事由</u>に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p><u>第23条第1項の認定</u></p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p><u>その他政令で定める事由</u></p> <p>農業経営基盤強化促進法施行令 (農用地利用規程の認定の取消しの事由)</p> <p>第13条 法第24条第3項の政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>1 農用地利用規程について法第23条第1項の認定を受けた団体(次号において単に「団体」という。)が同項に規定する団体でなくなつたこと。</p> <p>2 法第6条第5項の規定による基本構想の変更により農用地利用規程(法第24条第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)が<u>法第23条第3項第1号に掲げる要件</u>に該当しなくなつた場合において、団体が遅滞なく当該農用地利用規程について<u>法第24条第1項の規定による変更の認定</u>を受けなかつたこと(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更該当する場合を除く。)</p> <p><u>法第23条第3項第1号に掲げる要件</u></p> <p>3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p><u>法第24条第1項の規定による変更の認定</u></p> <p>第24条 認定団体は、第23条第1項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微</p>	

な変更をしようとする場合は、この限りでない

備考

設定年月日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

令和 4 年 4 月 1 日

ID: 839

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	組合員等への事務費の賦課		
法令名 根拠条項	農業保険法 第 118 条第 1 項		
法令番号	昭和 22 年法律第 185 号		
<p>【基準】 法第118条第1項の規定による。 (事務費の賦課) 第118条 組合等は、事業規程等で定めるところにより、<u>第19条の規定</u>により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。 ② 前項の規定による賦課金の賦課については、<u>政令で定めるところ</u>による。 ③ 第172条及び第174条において準用する前2項の規定により賦課される賦課金の支払に充てる費用についても、前2項と同様とする。</p> <p><u>第19条の規定</u> (事務費の負担) 第19条 国庫は、政令で定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、農業共済団体及び第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村の事務費を負担する。</p> <p><u>政令の定めるところ</u> 農業保険法施行令 第18条 農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度、法第118条第1項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき、行政庁の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 共済事業を行う市町村は、毎会計年度、法第118条第1項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 3 農業共済組合及び共済事業を行う市町村は、毎事業年度(共済事業を行う市町村にあっては、毎会計年度)、法第118条第3項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を行政庁に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり。</p>			
備考	共済組合の代わりに共済事業を行う場合		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 840

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	協定の認可の取消し		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の11第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
<p>【根拠条文】 法第18条の11第1項の規定による。 (協定の認可の取消し) 第18条の11 市町村長は、<u>第18条の2第1項又は第18条の6第1項の認可</u>をした後において、当該認可に係る協定の内容が<u>第18条の5第1項各号に掲げる要件</u>に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> <p><u>第18条の2第1項の認可</u> 第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。</p> <p><u>第18条の6第1項の認可</u> 第18条の6 協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p><u>第18条の5第1項各号に掲げる要件</u> (協定の認可) 第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 一 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 三 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 2019

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	違反行為に対する措置命令（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第134条第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第134条第1項の規定による。 (違反行為に対する措置)</p> <p>第134条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第132条第1項又は前条第1項の規定により報告を徴し、又は検査を行つた場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考	<p>三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。） ヲ 法第134条第1項の規定による違反行為に対する措置命令</p>		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID:28145

担当部署： 農林商工部 農林課

処分の概要	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の9		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の9の規定による。</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)</p> <p>第10条の9 市町村の長は、前条第1項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村 森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。</p> <p>3 市町村の長は、前条第1項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>4 市町村の長は、前条第1項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>(1) 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(2) 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>(3) 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>(4) 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28146

担当部署： 農林商工部 農林課

処分の概要	森林経営計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	森林法 第 16 条		
法令番号	昭和 26 年法律第 249 号		
<p>【基準】</p> <p>法第16条の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第16条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第 11 条第5項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定森林所有者等が、第12条第1項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。</p> <p>(2) 認定森林所有者等が、第14条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>(3) 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28147

担当部署： 農林商工部 農林課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	農地法 第44条第1項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p>【基準】</p> <p>法第42条第1項の規定による。</p> <p>(措置命令)</p> <p>第42条 市町村長は、第32条第1項各号のいずれかに該当する農地における病虫害の発生、土石 その他これに類するものの堆積その他政令で定める事由により、当該農地の周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該農地の所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下この条において「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID:28150

担当部署： 農林商工部 農林課

処分の概要	青年等就農計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID:28151

担当部署： 農林商工部 農林課

処分の概要	農用地利用集積計画の取消し		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第20条の2第2項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
<p>【基準】</p> <p>法第20条の2第2項の規定による。 (農用地利用集積計画の取消し等)</p> <p>第20条の2</p> <p>2 同意市町村は、次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28152

担当部署： 農林商工部 農村整備課

処分の概要	事業計画の認定の取消し等		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第2項及び第3項		
法令番号	平成26年法律第78号		
<p>【基準】 (事業計画の変更等)</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28153

担当部署： 農林商工部 農村整備課

処分の概要	準用する土地改良法第 108 条第 2 項による清算金の徴収		
法令名 根拠条項	農住組合法 第 11 条		
法令番号	昭和 55 年法律第 86 号		
<p>【基準】 準用する土地改良法第108条第2項の規定による。 (清算金) 第108条 第98条第10項又は第99条第12項の規定による公告があつたときは、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構又は市町村は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支払わなければならない。 2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 639

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	受益者への公園事業の執行に要する費用の負担命令		
法令名 根拠条項	自然公園法 第 58 条		
法令番号	昭和 32 年法律第 161 号		
<p>【基準】</p> <p>法第58条の規定による。</p> <p>(受益者負担)</p> <p>第58条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 640

担当部署: 農林商工部 商工観光課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	自然公園法 第 59 条		
法令番号	昭和 32 年法律第 161 号		
<p>【基準】 法第59条の規定による。 (原因者負担) 第59条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 2517

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	違反に対する措置命令（第9条第1項の許可に係るものであって、法第9条第5項の規定により付された条件に違反した者に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項		
法令番号	平成14年 法律第88号		
<p>【根拠条文】 法第10条第1項の規定による。 （許可に係る措置命令等） 第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第5項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。 (2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。 (3) 捕獲又は採取等の際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 2518

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	許可の取消し（第9条第1項の許可に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第2項		
法令番号	平成14年 法律第88号		
<p>【根拠条文】 法第10条第2項の規定による。 2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成25年8月1日

ID: 2519

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	登録の取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第22条第2項		
法令番号	平成14年 法律第88号		
<p>【根拠条文】</p> <p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。</p> <p>法第22条第2項</p> <p>2 都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ</p>			
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成28年8月1日

ID:28154

担当部署： 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	措置命令及び取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第10項及び第11項		
法令番号	平成14年 法律第88号		
<p>【根拠条文】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (指定猟法禁止区域) 第15条 10 環境大臣又は都道府県知事は、<u>第4項の規定</u>に違反し、又は<u>第6項の規定</u>により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 11 第9条第2項、第4項及び第7項の規定は第4項ただし書の許可について、第10条第2項の規定は第4項ただし書の許可を受けた者について準用する。この場合において、第9条第7項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第10条第2項中「前項各号に掲げる」とあるのは「第15条第10項に規定する」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第4項の規定</u> 4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。</p> <p><u>第6項の規定</u> 6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項ただし書の許可をする場合において、鳥獣の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり。 現状においては、三重県知事が指定する指定猟法禁止区域は市内にない。</p>			
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の7 ロ 指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に関する次に掲げる事務 (へ) 法第15条第10項の規定による措置命令 (ト) 法第15条第11項の規定による許可の取消し		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID:28155

担当部署： 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	措置命令及び取消し		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 24 条第 9 項及び第 10 項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【根拠条文】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 9 都道府県知事は、<u>前条の規定</u>に違反し、又は第4項の規定により付された条件に違反した者に対し、同条に規定する鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 10 都道府県知事は、第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項に規定するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p><u>前条の規定</u> (販売禁止鳥獣等) 第23条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であつて環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥類の卵であつて<u>環境省令で定めるもの</u>(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。</p> <p><u>環境省令で定めるもの</u> (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則) (販売禁止鳥獣等) 第22条 法第23条第1項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリングィ)及びオオタカ(アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ)並びにそれらの卵とする。 2 法第23条第1項の環境省令で定める鳥獣の加工品は、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリングィ)を加工した食料品とする。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり。</p>			
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年3月24日三重県条例第2号)別表1の7 ニ 指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に関する次に掲げる事務 (ト) 法第24条第9項の規定による措置命令 (チ) 法第24条第10項の規定による許可の取消し		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 536

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工事原因者に対する工事施行命令		
法令名 根拠条項	河川法 第 18 条 (第 100 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 39 年法律第 167 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>河川法第18条</p> <p>(工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	洪水時等における業務従事命令		
法令名 根拠条項	河川法 第22条第2項 (第100条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第2項の規定による。 (洪水時等における緊急措置)</p> <p>第22条 洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工作物用途廃止後の原状回復命令		
法令名 根拠条項	河川法 第31条第2項 (第100条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条第2項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第31条 第26条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用料等の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第32条第1項 (第100条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第32条第1項の規定による。 (流水占用料等の徴収等)</p> <p>第32条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。</p> <p>政令 河川法施行令第18条の規定による。 (流水占用料等の額の基準等)</p> <p>第18条 法第32条第1項の流水占用料等の額の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 流水若しくは土地の占用又は土石等の採取(以下「流水の占用等」という。)の目的及び態様に応じて公正妥当なものであること。</p> <p>(2) 流水の占用等に係る公益的な事業の適正かつ合理的な運営に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(3) 発電のための流水占用料等にあつては、河川の管理に要する費用、当該流水の占用等が河川の管理に及ぼす影響、河川の使用の態様等を勘案して国土交通大臣が定める額の範囲内であること。</p> <p>2 法第32条第1項の流水占用料等の徴収に関しては、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 流水の占用等を行うことができる期間が、当該流水の占用等に係る法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を徴収すること。</p> <p>(2) 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録について、当該許可若しくは登録を受けた者の申請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があつたときは、その額を変更するものとし、既に納めた流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等は返還すること。</p> <p>(3) 2以上の都府県の区域にわたって行われる水利使用については、当該都府県を統轄する都府県知事があらかじめ協議して、それぞれその徴収すべき流水占用料等の額を定めること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 540

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川の従前の機能の維持の指示		
法令名 根拠条項	河川法 第44条第1項 (第100条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条の規定による。 (河川の従前の機能の維持)</p> <p>第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。</p> <p>2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。</p> <p>政令第24条の規定による。 (河川管理者の指示の基準)</p> <p>第24条 法第44条第2項の河川管理者の指示の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該ダムの設置に伴う上流における河床又は水位の上昇により災害が発生するおそれがある場合においては、必要に応じ、堤防の新築又は改築、低地の盛土、河床のしゅんせつ、貯水池末端附近における自然排砂を促進させるための予備放流その他これらに類する措置を行なわせること。</p> <p>(2) 前条第1号又は第2号に掲げるダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し災害が発生するおそれがある場合においては、当該ダムの設置者にサーチヤージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式により、当該増加流量を調節することができることと認められる容量を確保させること。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 541

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	ダムの操作規程の変更命令		
法令名 根拠条項	河川法 第 47 条第 4 項 (第 100 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 39 年法律第 167 号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条第4項の規定による。 (ダムの操作規程)</p> <p>第47条</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 542

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	洪水調節のための指示		
法令名 根拠条項	河川法 第 52 条 (第 100 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 39 年法律第 167 号		
<p>【基準】</p> <p>法第52条の規定による。 (洪水調節のための指示)</p> <p>第52条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれ大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 543

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工事費用の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第 67 条 (第 100 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 39 年法律第 167 号		
<p>【基準】</p> <p>法第67条の規定による。 (原因者負担金)</p> <p>第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 544

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	附帯工事費用の原因者負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第 68 条第 2 項 (第 100 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 39 年法律第 167 号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条の規定による。</p> <p>第68条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第37条の2、第58条の13、第95条及び第99条第2項の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 545

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工事費用の受益者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第70条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【根拠条文】 法第70条の規定による。 (受益者負担金) 第70条 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p> <p><u>河川法施行令</u> (市町村長による河川管理者の権限の代行等) 第10条の6 2 前項の規定により市町村長が負担させる法第70条第1項の規定に基づく負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、当該市町村長が統括する市町村の条例で定める。</p>			
備考	市条例未制定		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 546

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	特別水利使用者への費用負担命令
法令名 根拠条項	河川法 第70条の2第1項 (第100条において準用する場合を含む。)
法令番号	昭和39年法律第167号
<p>【根拠条文】 法第70条の2第1項の規定による。 (特別水利使用者負担金) 第70条の2 河川管理者は、河川の流水の状況を改善するため二以上の河川を連絡する河川工事で、流水によつて生ずる公害を除却し、又は軽減することのほか、専用の施設を新設し、又は拡張して流水を占有する者(以下この条において「特別水利使用者」という。)に対する水の供給を確保することをその目的に含むもの(河川の流水を貯留するための河川管理施設の設置を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、負担金の額の算出方法及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、国土交通大臣が負担させるものにあつては<u>政令</u>で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。</p> <p>【基準】 <u>政令 河川法施行令</u> (特別水利使用者負担金の額の算出方法) 第38条の4 法第70条の2第1項の河川工事(かんがい又は発電のため流水を占有する特別水利使用者に対する水の供給を確保することをその目的に含むものを除く。以下「流況調整河川工事」という。)に要する費用について同項の規定により河川管理者が負担させる負担金(以下「工事負担金」という。)の額は、当該流況調整河川工事に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額。次項第1号ロにおいて同じ。)に特別水利使用者の負担割合(身替り支出法を基準として算定する割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額並びにその者に当該流況調整河川工事により設置する河川管理施設(以下「流況調整河川管理施設」という。)を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額とする。</p> <p>(1) 流況調整河川工事に関する事業(以下この条、第38条の6及び第38条の8第2号において「事業」という。)の縮小に係る不要支出額</p> <p>(2) 第38条の3第2項の規定により流況調整河川工事に関する費用及び費用の負担に関する事項を変更する場合であつて当該変更前に事業からの撤退(当該事業に係る特別水利使用者が、その後の事情の変化により当該事業に係る流況調整河川管理施設を利用して水の供給を受けようとしなくなることをいう。以下同じ。)をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額として第2項の規定により算出した額</p> <p>2 事業が縮小された場合において、かんがい又は発電以外の用途(以下この条において「特定用途」という。)に係る部分を縮小した特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、前項の規定</p>	

にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、事業からの撤退をした特別水利使用者が負担する工事負担金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

(1) 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、当該合算した額に、当該2以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合におけるイに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額

ロ 当該事業の縮小後において、流況調整河川工事に要する費用の額に消費税及び地方消費税に相当する額から国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額に河川の流水の状況の改善及び流水によって生ずる公害の除却又は軽減のための用途(以下この条及び第38条の6第2項において「治水関係用途」という。)に係る負担割合を乗じて得た額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあつては当該超える額、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

ハ 当該事業の縮小後において、流水を特定用途に供する特別水利使用者の前項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該特別水利使用者の身替り建設費(当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費)を超えるときにあつては当該超える額(身替り建設費を超える特別水利使用者が2以上あるときは、当該超える額の合計額)、当該身替り建設費を超えないときにあつては零

ニ 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、当該算出した額に、当該2以上の者のそれぞれが単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における前号イに掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該特定用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合における同号イに掲げる額の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + E_f + E_w) \times (U_w / (U_f + U_w))$$

(この式において、U、E_f、E_w、U_f及びU_wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

U 前号イに掲げる額

E_f 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

E_w 前号ハに掲げる額

U_f 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

U_w 特定用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額)

3 事業が縮小された場合において、特別水利使用者の第1項の規定により算出した額からその額に含まれる国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額が、当該者の身替り建設費(当該者が特定用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該特定用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該者の身替り建設費)を超えるときは、当該者が

負担する工事負担金の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額を控除した額とする。

4 すべての特別水利使用者が事業からの撤退をした場合において、特別水利使用者(当該撤退前に事業からの撤退をした特別水利使用者を除く。以下この項において同じ。)が負担する工事負担金の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

(1) 治水関係用途に係る部分のみの河川工事が継続される場合(次号に規定する場合を除く。) 次に掲げる額を合算した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、当該合算した額に、当該2以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額

ロ すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額からイに掲げる額を控除した額と、すべての特別水利使用者の撤退後に当該事業に係る流況調整河川管理施設のうち治水関係用途に係る部分のみの河川工事に要する推定の費用の額とを合算した額が、当該治水関係用途に係る身替り建設費を超えるときにあっては当該超える額、当該身替り建設費を超えないときにあっては零

(2) すべての特別水利使用者の事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合 次の式により算出した額。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、当該算出した額に、当該2以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

$$(U + Ef) \times (Uw / (Uf + Uw))$$

(この式において、U、Ef、Uf及びUwは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

U 前号イに掲げる額

Ef 前号ロに掲げる額。この場合において、同号ロ中「当該治水関係用途に係る身替り建設費」とあるのは、「当該治水関係用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該治水関係用途に係る身替り建設費」とする。

Uf 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額

Uw 事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合における前号イに掲げる額)

(3) 治水関係用途に係る部分の河川工事が継続されない場合 すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る不要支出額(当該不要支出額が、すべての特別水利使用者の事業からの撤退に係る流況調整河川工事に要する費用の額に事業からの撤退をした特別水利使用者の負担割合(事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、当該2以上の者の負担割合の合計)を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該負担割合を乗じて得た額)。ただし、事業からの撤退をした特別水利使用者が2以上あるときは、その額に、当該2以上の者の負担割合の合計に対するその者の負担割合の割合を乗じて得た額とする。

5 第1項の負担割合は、流況調整河川工事の目的である各用途の緊要度の差が特に著しいと認められる場合その他身替り支出法を基準とすることが著しく不相当であると認められる場合においては、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法を基準として算定することができる。

6 流況調整河川管理施設の管理に要する費用について法第70条の2第1項の規定により河川管理者が負担させる負担金(次項において「管理負担金」という。)の額は、当該流況調整河川管理施設の管理に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に特別水利使用者の負担割合を乗じて得た額並びにその者のために行う当該流況調整河川管理施設の管理につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき

地方消費税に相当する額とする。

- 7 河川管理者は、前項の規定により管理負担金を算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、特別水利使用者の意見を聴いて、別に管理負担金の額を定めることができる。

備考

市条例未制定

設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------------	-----------------

ID: 547

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	河川法 第74条第5項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第74条第5項の規定による。 第74条 5 河川管理者は、第1項の規定により督促をした場合においては、<u>政令で定めるところにより</u>、同項の負担金等の額につき年14・5パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。</p> <p><u>河川法施行令</u> (延滞金) 第39条 法第74条第1項に規定する負担金等の納期限後にその額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る同条第5項の規定による延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた額を控除した額とする。</p> <p><u>いなべ市流水占用料等徴収条例</u>（平成15年いなべ市条例第122号）第6条の規定による。 (延滞金) 第6条 市長は、法第100条第1項において準用する法第74条第5項の規定により延滞金を徴収することができる。 2 延滞金は、その額が100円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 548

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第75条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】 法第75条第1項の規定による。 (河川管理者の監督処分) 第75条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によって与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却(第24条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物(除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。)若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 549

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	河川法 第75条第2項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第75条第2項の規定による。</p> <p>第75条</p> <p>2 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(1) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。</p> <p>(2) 許可、登録若しくは承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。</p> <p>(3) 洪水、津波、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可、登録又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。</p> <p>(4) 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。</p> <p>(5) 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 550

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	損失補償額の原因者への負担命令		
法令名 根拠条項	河川法 第76条第3項 (第100条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和39年法律第167号		
<p>【基準】</p> <p>法第76条の規定による。</p> <p>(監督処分に伴う損失の補償等)</p> <p>第76条 河川管理者は、前条第2項第4号又は第5号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第23条若しくは第26条第1項の許可又は第23条の2の登録を受けた者が、第41条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。</p> <p>2 第22条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。</p> <p>3 河川管理者は、第1項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第2項第5号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 744

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	他の工作物管理者の工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第21条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条の規定による。</p> <p>第21条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第31条の規定によつて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 745

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	道路法 第22条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第22条第1項の規定による。 (工事原因者に対する工事施行命令等)</p> <p>第22条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 746

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路占用料の徴収
法令名 根拠条項	道路法 第39条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号

【根拠条文】

法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

【基準】

地方公共団体の条例

いなべ市道路占用料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条第2項の規定に基づき市が徴収する占用料及び延滞金等に関する事項について定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

3 前2項の規定により算定した占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表 (第2条関係)

1. 占用物件	2. 単位	3. 占用料
4. 法第32条第6. 第1種電柱	7. 1本につき1年	8. 1,200

5. 1項第1号に掲げる工作物	9. 第2種電柱		10. 1,800
	11. 第3種電柱		12. 2,500
	13. 第1種電話柱		14. 1,100
	15. 第2種電話柱		16. 1,700
	17. 第3種話電柱		18. 2,400
	19. その他の柱類		20. 82
	21. 共架電線その他上空に設ける線類	22. 長さ1メートルにつき1年	23. 11
	24. 地下電線その他地下に設ける線類		25. 5
	26. 路上に設ける変圧器	27. 1個につき1年	28. 810
	29. 地下に設ける変圧器	30. 占有面積1平方メートルにつき1年	31. 550
	32. 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	33. 1個につき1年	34. 1,600
	35. 郵便差出箱		36. 690
	37. 広告塔	38. 表示面積1平方メートルにつき1年	39. 3,700
	40. その他のもの	41. 占有面積1平方メートルにつき1年	42. 1,600
43. 法第32条第1項第2号に掲げる物件	45. 外径が0.1メートル未満のもの	46. 長さ1メートルにつき1年	47. 55
	48. 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49. 82
	50. 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51. 110
	52. 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		53. 220
	54. 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		55. 550
	56. 外径が1メートル以上のもの		57. 1,100
58. 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	59. 占有面積1平方メートルにつき1年	60. 1,600	
61. 法第32条第1項第5号に掲げる施設	63. 地下街及び地下室	64. 階数が1のもの	65. Aに0.003を乗じて得た額
		66. 階数が2のもの	67. Aに0.005を乗じて得た額
		68. 階数が3以上のもの	69. Aに0.006を乗じて得た額
	70. 上空に設ける通路		71. 2,500
	72. 地下に設ける通路		73. 1,200
	74. その他のもの		75. 1,600
76. 法第32条第1項第6号に掲げる施設	77. 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	78. 占有面積1平方メートルにつき1日	79. 37
	80. その他のもの	81. 占有面積1平方メートルにつき1月	82. 370
83. 令第7条第1号に掲げる物件	84. 看板（アーチであるものを除く。）	85. 一時的に設けるもの	86. 表示面積1平方メートルにつき1月
		88. その他のもの	89. 表示面積1平方メートルにつき1年
			87. 370
			90. 3,700

	91. 標識		92. 1本につき1年	93. 1,300
	94. 旗ざお	95. 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	96. 1本につき1日	97. 37
		98. その他のもの	99. 1本につき1月	100. 370
	101. 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	102. 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	103. その面積1平方メートルにつき1日	104. 37
		105. その他のもの	106. その面積1平方メートルにつき1月	107. 370
	108. アーチ	109. 車道を横断するもの	110. 1基につき1月	111. 3,700
		112. その他のもの		113. 1,800
114.	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		115. 占用面積1平方メートルにつき1月	116. 370
117.	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			118. 160
119. 令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる 120. 施設及び自動車駐車場	121. 建築物	122. 階数が1のもの	123. 占用面積1平方メートルにつき1年	124. Aに0.006を乗じて得た額
		125. 階数が2のもの		126. Aに0.009を乗じて得た額
		127. 階数が3のもの		128. Aに0.011を乗じて得た額
		129. 階数が4以上のもの		130. Aに0.013を乗じて得た額
	131. その他のもの	132. Aに0.006を乗じて得た額		

(ア) 備考

- ① 1 金額の単位は、円とする。
- ② 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ③ 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ④ 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- ⑤ 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- ⑥ 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- ⑦ 7 占用料の額が年額で定められている占用物件にかかる占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- ⑧ 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計

算するものとする。

備考

設 定 年 月 日

平成 19 年 1 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

平成 27 年 4 月 1 日

ID: 747

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第40条の規定による。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 748

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条の2の規定による。 (車両の積載物の落下の予防等の措置)</p> <p>第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 749

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工作物管理者の危険防止措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第44条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第44条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 750

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	違反車両の通行中止等の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条の4 (車両の通行に関する措置)</p> <p>第47条の4 道路管理者は、第47条第2項の規定に違反し、若しくは同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して車両を通行させている者又は道路において第47条第4項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が<u>第47条第4項の規定による政令で定める基準</u>に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p><u>第47条第4項の規定による政令で定める基準</u></p> <p>第47条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽けん引している場合にあつては当該牽けん引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。</p> <p>2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。</p> <p>3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、<u>政令</u>で定める。</p> <p>政令</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 751

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路に関する必要な措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の4第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第47条の4第2項の規定による。</p> <p>第47条の4第2項</p> <p>2 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車両を通行させようとする者に対して、当該車両が第47条第4項の規定による政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 752

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路保全立体区域内での措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第1項及び第2項の規定による。 (道路保全立体区域内の制限)</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 753

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	行為の中止、物件の除却等の命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条第4項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 754

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	連結料の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】 (連結料の徴収) 第48条の7 道路管理者は、第48条の4第2号から第4号までに掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。 2 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考	いなべ市では、条例未制定		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 755

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	違反行為の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の12		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の11第1項及び第48条の12に規定による。 (出入の制限等)</p> <p>第48条の11 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の12 道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 756

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の15及び第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第48条の15及び第48条の16の規定による。</p> <p>第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。))その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。</p> <p>2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。</p> <p>3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。</p> <p>4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。</p> <p>(違反行為に対する措置)</p> <p>第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 757

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第 58 条第 1 項		
法令番号	昭和 27 年法律第 180 号		
<p>【基準】 法第58条第1項の規定による。 (原因者負担金) 第58条 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 758

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第59条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第59条の規定による。 (附帯工事に要する費用)</p> <p>第59条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第32条第1項及び第3項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第35条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基づいて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、他の工事が河川工事であるときは、他の工事に要する費用については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 道路管理者は、第1項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 759

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工作物管理者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第60条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第60条の規定による。</p> <p>(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)</p> <p>第60条 第21条の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 760

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	受益者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	道路法 第 61 条第 1 項		
法令番号	昭和 27 年法律第 180 号		
<p>【基準】</p> <p>法第61条の規定により、条例の定めによる。 (受益者負担金)</p> <p>第61条 道路管理者は、道路に関する工事に因って著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。</p>			
備考	いなべ市では条例未制定		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 761

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	非常災害時の土地の収用、処分		
法令名 根拠条項	道路法 第 68 条第 1 項		
法令番号	昭和 27 年法律第 180 号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条第1項の規定による。 (非常災害時における土地の一時使用等)</p> <p>第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 762

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	非常災害時の防ぎよ従事命令		
法令名 根拠条項	道路法 第 68 条第 2 項		
法令番号	昭和 27 年法律第 180 号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条第2項の規定による。</p> <p>2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 763

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第71条第1項の規定による。 (道路管理者等の監督処分)</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定(以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。)に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 764

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可等の取消し、工作物除去命令等		
法令名 根拠条項	道路法 第71条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第71条第2項の規定による。</p> <p>第71条第2項</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前二号に掲げる場合のほか、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 765

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	負担金等の督促		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第73条第1項の規定による。 (負担金等の強制徴収)</p> <p>第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 766

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	道路法 第73条第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>法第73条第3項の規定による。</p> <p>3 第1項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 767

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における道路占用料の徴収（第39条第1項の準用）
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号

【基準】

準用する法第39条第1項と同様に法第39条第1項及び第2項により、条例の定めによる。

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

【基準】

地方公共団体の条例

いなべ市道路占用料等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条第2項の規定に基づき市が徴収する占用料及び延滞金等に関する事項について定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。

3 前2項の規定により算定した占用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表 (第2条関係)

1. 占用物件	2. 単位	3. 占用料
4. 法第32条第6. 第1種電柱	7. 1本につき1年	8. 1,200

5. 1項第1号に掲げる工作物	9. 第2種電柱		10. 1,800
	11. 第3種電柱		12. 2,500
	13. 第1種電話柱		14. 1,100
	15. 第2種電話柱		16. 1,700
	17. 第3種話電柱		18. 2,400
	19. その他の柱類		20. 82
	21. 共架電線その他上空に設ける線類	22. 長さ1メートルにつき1年	23. 11
	24. 地下電線その他地下に設ける線類		25. 5
	26. 路上に設ける変圧器	27. 1個につき1年	28. 810
	29. 地下に設ける変圧器	30. 占有面積1平方メートルにつき1年	31. 550
	32. 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	33. 1個につき1年	34. 1,600
	35. 郵便差出箱		36. 690
	37. 広告塔	38. 表示面積1平方メートルにつき1年	39. 3,700
	40. その他のもの	41. 占有面積1平方メートルにつき1年	42. 1,600
43. 法第32条第1項第2号に掲げる物件	45. 外径が0.1メートル未満のもの	46. 長さ1メートルにつき1年	47. 55
	48. 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		49. 82
	50. 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51. 110
	52. 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		53. 220
	54. 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		55. 550
	56. 外径が1メートル以上のもの		57. 1,100
58. 法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	59. 占有面積1平方メートルにつき1年	60. 1,600	
61. 法第32条第1項第5号に掲げる施設	63. 地下街及び地下室	64. 階数が1のもの	65. Aに0.003を乗じて得た額
		66. 階数が2のもの	67. Aに0.005を乗じて得た額
		68. 階数が3以上のもの	69. Aに0.006を乗じて得た額
	70. 上空に設ける通路		71. 2,500
	72. 地下に設ける通路		73. 1,200
	74. その他のもの		75. 1,600
76. 法第32条第1項第6号に掲げる施設	77. 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	78. 占有面積1平方メートルにつき1日	79. 37
	80. その他のもの	81. 占有面積1平方メートルにつき1月	82. 370
83. 令第7条第1号に掲げる物件	84. 看板（アーチであるものを除く。）	85. 一時的に設けるもの	86. 表示面積1平方メートルにつき1月
		88. その他のもの	89. 表示面積1平方メートルにつき1年
			87. 370
			90. 3,700

	91. 標識		92. 1本につき1年	93. 1,300
	94. 旗ざお	95. 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	96. 1本につき1日	97. 37
		98. その他のもの	99. 1本につき1月	100. 370
	101. 幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	102. 祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	103. その面積1平方メートルにつき1日	104. 37
		105. その他のもの	106. その面積1平方メートルにつき1月	107. 370
	108. アーチ	109. 車道を横断するもの	110. 1基につき1月	111. 3,700
		112. その他のもの		113. 1,800
114.	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		115. 占用面積1平方メートルにつき1月	116. 370
117.	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			118. 160
119. 令第7条第8号に掲げる施設並びに同条第9号に掲げる 120. 施設及び自動車駐車場	121. 建築物	122. 階数が1のもの	123. 占用面積1平方メートルにつき1年	124. Aに0.006を乗じて得た額
		125. 階数が2のもの		126. Aに0.009を乗じて得た額
		127. 階数が3のもの		128. Aに0.011を乗じて得た額
		129. 階数が4以上のもの		130. Aに0.013を乗じて得た額
	131. その他のもの	132. Aに0.006を乗じて得た額		

(ア) 備考

- ① 1 金額の単位は、円とする。
- ② 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ③ 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- ④ 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- ⑤ 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- ⑥ 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- ⑦ 7 占用料の額が年額で定められている占用物件にかかる占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- ⑧ 8 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして

算するものとする。

備考

設 定 年 月 日

平成 19 年 1 月 1 日

最 終 変 更 年 月 日

平成 27 年 4 月 1 日

ID: 768

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示（第40条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第40条の規定による。</p> <p>（原状回復）</p> <p>第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 769

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令（第44条第4項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第44条第4項と同様に法第44条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第44条</p> <p>3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 770

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令（第48条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第48条第2項と同様に法第48条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>（道路保全立体区域内の制限）</p> <p>第48条 道路保全立体区域内にある土地、竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、その土地、竹木又は建築物その他の工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 771

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令（第48条第4項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第48条第4項と同様に法第48条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第48条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、高架の道路の橋脚の周囲又は地盤面下の道路の上下における土石の採取その他の道路保全立体区域における行為であつて、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 道路管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 772

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第1項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第71条第1項と同様に法第71条第1項の規定による。 （道路管理者等の監督処分）</p> <p>第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 773

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等（第71条第2項の準用）		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第71条第2項と同様に法第71条第2項の規定による。</p> <p>第71条</p> <p>2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 559

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第3項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】 法第11条の3第3項の規定による。</p> <p>3 公共下水道管理者は、<u>第1項の規定</u>に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>第1項</u>の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。</p> <p><u>第1項の規定</u> (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 561

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	特定施設の設置計画の廃止命令等
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の5
法令番号	昭和33年法律第79号
<p>【根拠条文】 法第12条の5の規定による。 (計画変更命令) 第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において<u>第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準</u>に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p><u>12条の2第1項</u> (特定事業場からの下水の排除の制限) 第12条の2 特定施設(政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p>【基準】 <u>政令で定める基準</u> 下水道法施行令 (特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準) 第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第33号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第34号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下 2 シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 3 有機りん化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 4 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 5 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 6 砒ひ素及びその化合物 1リットルにつき砒ひ素0.1ミリグラム以下 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 8 アルキル水銀化合物 検出されないこと。 	

- 9 ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- 10 トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 11 テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 12 ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 13 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 14 一・二ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- 15 一・一ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下
- 16 シス一・二ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- 17 一・一・一トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- 18 一・一・二トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 19 一・三ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 20 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 一リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 21 二クロロ四・六ビス(エチルアミノ)一s一トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- 22 S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 23 ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 24 セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- 25 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素10ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
- 26 ふっ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素十五ミリグラム以下
- 27 一・四ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下
- 28 フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- 29 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- 30 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- 31 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- 32 マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- 33 クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- 34 ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八一四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

同条第3項の規定による条例で定める基準

いなべ市下水道条例

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第18条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される汚水については、前項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質法の規定による環境省令により、又は水質法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

備考

設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日
-------	-----------------	---------	-----------------

ID: 562

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	施設損傷者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第 18 条		
法令番号	昭和 33 年法律第 79 号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条の規定による。</p> <p>(損傷負担金)</p> <p>第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 563

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	汚濁原因者への工事費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第18条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【根拠条文】 法第18条の2の規定による。 (汚濁原因者負担金) 第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、<u>政令で定めるところにより</u>、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。</p> <p>【基準】 <u>政令で定める</u> 下水道法施行令 (汚濁原因者負担金の額) 第10条の2 法第18条の2(法第25条の18第1項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 564

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	改築工事原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第19条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【根拠条文】 法第19条の規定による。 (工事負担金) 第19条 公共下水道管理者は、<u>政令で定めるところ</u>により算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。</p> <p>【基準】 <u>政令で定める</u> 下水道法施行令 (工事負担金に係る下水の量の算出方法) 第11条 法第19条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠きよ(取付管渠きよを除く。)の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量(合流式の公共下水道にあつては、そのうち汚水に係る部分)に5分の1を乗じて計算するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 565

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	下水の排除の停止命令等
法令名 根拠条項	下水道法 第37条の2
法令番号	昭和33年法律第79号
<p>【根拠条文】 法第37条の2の規定による。 (改善命令等) 第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において<u>第12条の2第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)</u>の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による<u>条例で定める基準</u>に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。</p> <p>【基準】 <u>政令で定める基準</u> 下水道法施行令 (特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準) 第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第33号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第34号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下 2 シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 3 有機りん化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下 4 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 5 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 6 砒ひ素及びその化合物 1リットルにつき砒ひ素0.1ミリグラム以下 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 8 アルキル水銀化合物 検出されないこと。 9 ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 10 トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 11 テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 12 ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下 13 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 14 一・二・ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 	

- 15 一・一—ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下
- 16 シス—一・二—ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- 17 一・一・一—トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- 18 一・一・二—トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 19 一・三—ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- 20 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 一リットルにつき0.06ミリグラム以下
- 21 二—クロロ—四・六—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- 22 S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき0.2ミリグラム以下
- 23 ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- 24 セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- 25 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素10ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきほう素230ミリグラム以下
- 26 ふっ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては1リットルにつきふっ素十五ミリグラム以下
- 27 一・四—ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下
- 28 フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- 29 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- 30 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- 31 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- 32 マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- 33 クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- 34 ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第1項第34号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る

水質の基準とする。

同条第3項の規定による条例で定める基準

いなべ市下水道条例

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第18条 特定事業場から汚水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (4) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

- (6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (7) 燐りん含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

2 製造業又はガス供給業に係る特定事業場から公共下水道に排除される汚水については、前項第1号中「380ミリグラム未満」とあるのは「125ミリグラム未満」と、同項第2号中「5を超え9未満」とあるのは「5.7を超え8.7未満」と、同項第3号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第4号中「600ミリグラム未満」とあるのは「300ミリグラム未満」と、同項第6号中「240ミリグラム未満」とあるのは「150ミリグラム未満」と、同項第7号中「32ミリグラム未満」とあるのは「20ミリグラム未満」とする。

3 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質法の規定による環境省令により、又は水質法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとした場合においては、水質法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用される時。

備考

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日
-------	-----------	---------	-----------

ID: 566

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第1項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第38条第1項の規定による。</p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によつてした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID: 567

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	許可等の取消し、工事中止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第2項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>法第38条第2項の規定による。</p> <p>第38条</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、<u>前項に規定する処分</u>をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p><u>前項に規定する処分</u></p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)</p> <p>第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 568

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	補償金の原因者に対する負担命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第38条第6項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p>【基準】 法第38条第6項の規定による。 第38条 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、<u>第4項の規定</u>による補償の原因となつた損失が<u>第2項第3号の規定</u>による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。</p> <p>(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等) 第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。)又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者 (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者</p> <p>2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合 (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>3 <u>前2項の規定</u>により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。</p> <p>4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、<u>第2項の規定</u>による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID:28156

担当部署： 水道部 下水道課

処分の概要	特定事業場の事故時の応急措置の命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第12条の9第2項		
法令番号	昭和 33 年法律第 79 号		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の9第2項の規定による。</p> <p>法第12条の9第2項の規定による。</p> <p>(事故時の措置)</p> <p>法第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続き当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 2522

担当部署:水道部水道工務課

処分の概要	専用水道又は簡易専用水道の設置者に対する給水停止命令
法令名 根拠条項	水道法 第37条
法令番号	昭和32年法律第177号
<p>【根拠条文】 (給水停止命令)</p> <p>第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p> <p>【参考】 (改善の指示等)</p> <p>第36条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示することができる。</p> <p>第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。</p> <p>【基準】 (施設基準)</p> <p>第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p>	

- 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
- 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して給水するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
- 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

【参考】

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - 六 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

市長は

- ①専用水道について、当該水道施設が水道法第5条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することがある
- ②簡易専用水道の管理が水道法第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示することがある

が、専用水道又は簡易専用水道の設置者が、その指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることがある。

市長は、

- ①専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することがある

が、専用水道の設置者が、その勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その勧告に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることがある。

備考

設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------	---------	-------

ID:28157

担当部署: 水道部 水道工務課

処分の概要	小規模水道布設工事の設置者に対する施設改善命令		
例規名 根拠条項	三重県小規模水道条例 第14条		
例規番号	昭和41年三重県条例第40号		
<p>【根拠条文】 (改善命令) 第14条 知事は、水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該水道施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。</p> <p>【基準】 (施設基準) 第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>【参考】 (水質基準) 第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。 (2) シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。 (3) 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。 (4) 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。 (5) 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。 (6) 外観は、ほとんど無色透明であること。</p> <p>2 前項各号の基準について必要な事項は、規則で定める。 市長は、小規模水道について、当該水道施設が三重県小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合しなくなったと認めるときは、当該水道施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることがある。</p>			
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表2の26の4～ 条例第十四条の規定による施設の改善の命令		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28158

担当部署: 水道部 水道工務課

処分の概要	小規模水道の設置者に対する給水の停止命令		
例規名 根拠条項	三重県小規模水道条例 第15条		
例規番号	昭和41年三重県条例第40号		
<p>【根拠条文】 (給水の停止命令) 第15条 知事は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者に衛生上の被害を与えると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>前条の規定による命令 (改善命令) 第14条 知事は、水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなると認めるときは、当該水道施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。</p> <p>【基準】 水道施設が第4条の規定による施設基準 (施設基準) 第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 (1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 (2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 (3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 (4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 (5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 (6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p>			
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表2の26の4ト 条例第15条の規定による給水の停止の命令		
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 551

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設の返還命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第4条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
<p>【基準】</p> <p>政令第4条の規定による。</p> <p>(返還命令)</p> <p>第4条 管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、<u>前条第1項第1号</u>に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。</p> <p><u>前条第1項第1号</u></p> <p>(学校施設の使用禁止)</p> <p>第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 552

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処分の概要	学校施設にある工作物等移転命令		
法令名 根拠条項	学校施設の確保に関する政令 第15条		
法令番号	昭和24年政令第34号		
<p>【基準】</p> <p>政令第15条の規定による。</p> <p>(移転命令)</p> <p>第15条 管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28159

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	不正利得の徴収
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条
法令番号	平成24年 法律第65号
<p>【根拠条文】 (不正利得の徴収)</p> <p>第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、<u>第27条第1項</u>に規定する特定教育・保育施設又は<u>第29条第1項</u>に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場合を含む。)又は<u>第29条第5項</u>(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p> <p><u>第27条第1項</u> (施設型給付費の支給)</p> <p>第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。</p> <p><u>第29条第5項</u> (地域型保育給付費の支給)</p> <p>5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が当該特定地域型保育事業者を支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該支給認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者を支払うことができる。</p>	

<p>【基準】 根拠条文のとおり</p> <p>【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	

ID: 28160

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	子育て支援給付の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第24条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (支給認定の取消し) 第24条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該支給認定に係る満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。 2 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 3 <u>その他政令で定めるとき。</u> <p><u>子ども・子育て支援法施行令</u> (法第24条第1項第3号の政令で定めるとき) 第3条 法第24条第1項第3号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 2 当該支給認定保護者が法第20条第1項又は第23条第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。 <p>【基準】 根拠条文のとおり</p> <p>【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 28161

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特定教育・保育施設の設置者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第39条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等) (勧告、命令等) 第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第5項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認同等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第4条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第2号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認同等を行った都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 28162

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特定教育・保育施設の取消し等
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第40条
法令番号	平成24年 法律第65号
<p>【根拠条文】 (確認の取消し等)</p> <p>第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすることができない。</p>	

<p>【基準】 根拠条文のとおり</p> <p>【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行</p>			
<p>備考</p>			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 28163

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	特定地域型保育事業者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第51条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等) 第51条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(2) 第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>(3) 第46条第5項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 28164

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の取消し		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第52条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (確認の取消し等)</p> <p>第52条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定地域型保育事業者が、第45条第6項の規定に違反したと認められるとき。 2 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 3 特定地域型保育事業者が、第46条第2項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 4 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 5 特定地域型保育事業者が、第50条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第50条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 11 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 28165

担当部署: 教育委員会 学校教育課

処分の概要	特定教育・保育提供者への勧告、命令等		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第57条		
法令番号	平成24年 法律第65号		
<p>【根拠条文】 (勧告、命令等)</p> <p>第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者(同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。)が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文のとおり</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:28166

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	放課後児童健全育成事業者に対する措置命令
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第3項
法令番号	昭和22年法律第164号
<p>【根拠条文】</p> <p>3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p><u>前条第1項の基準</u></p> <p>第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。</p> <p>【基準】</p> <p>いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）に基づく。設備及び職員の基準は第9条及び第10条に基づく。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かななければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2</p>	

年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

平成 30 年 7 月 26 日

ID:28167

担当部署： 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	放課後児童健全育成事業者に対する事業の制限又は停止命令		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の8の3第4項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
<p>【根拠条文】</p> <p>4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28168

担当部署： 教育委員会 学校教育課

処分の概要	公私連携保育法人の指定の取消し		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条 第11項		
法令番号	平成18年法律第77号		
<p>【基準】</p> <p>法第34条第10項及び第11項の規定による。</p> <p>10 市町村長は、公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、公私連携法人に対し、協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。</p> <p>11 市町村長は、前項の規定により勧告を受けた公私連携法人が当該勧告に従わないときは、指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 661

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館の事業又は行為の停止命令		
法令名 根拠条項	社会教育法 第40条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
<p>【基準】</p> <p>第40条第1項の規定による。 (公民館の事業又は行為の停止)</p> <p>第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村の教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。</p> <p><u>第23条</u> (公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。</p> <p>(1) もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2004

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	重要文化財の現状変更等のうち、一定のもの（軽微なもの）の許可の取消し及び停止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 43 条第 4 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条第4項の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 2 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2005

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化庁長官が許可した重要文化財、史跡名勝天然記念物の現状変更等の停止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 43 条第 4 項（第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条第4項の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第43条</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 2 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2006

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	重要文化財、重要有形民俗文化財の公開の停止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 51 条第 5 項(第 51 条の 2、第 85 条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】 法第51条第5項の規定による。</p> <p>(所有者等による公開)</p> <p>第51条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、3箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。</p> <p>3 前項の場合には、第48条第4項の規定を準用する。</p> <p>4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前3項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 3 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2007

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	文化庁長官が許可した所有者等以外の者による重要文化財の公開の停止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 53 条第 4 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】 法第53条第4項の規定による。</p> <p>(所有者等以外の者による公開)</p> <p>第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会の他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設(以下この項において「公開承認施設」という。)において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者(文化庁長官を除く。)は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出るものとする。</p> <p>3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 4 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2008

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	指示、発掘の禁止、停止、中止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 92 条第 2 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】</p> <p>法第92条第2項の規定による。 (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)</p> <p>第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 6 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2009

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	行為の停止又は禁止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第96条第2項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
<p>【基準】 法第96条第2項の規定による。</p> <p>(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)</p> <p>第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。</p> <p>3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。</p> <p>5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。</p> <p>6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。</p> <p>7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。</p> <p>8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。</p> <p>9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考	法第184条第1項第6号		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2010

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	停止期間の延長		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第96条第5項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
<p>【基準】 法第96条第5項の規定による。</p> <p>(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)</p> <p>第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。</p> <p>3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。</p> <p>5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。</p> <p>6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。</p> <p>7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。</p> <p>8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。</p> <p>9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考	法第184条第1項第6号		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2011

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	停止命令、停止期間の延長		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第96条第7項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
<p>【基準】 法第96条第7項の規定による。</p> <p>(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)</p> <p>第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。</p> <p>2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。</p> <p>3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。</p> <p>5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。</p> <p>6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。</p> <p>7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。</p> <p>8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。</p> <p>9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考	法第184条第1項第6号		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2013

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のもの（軽微なもの）の許可の取消し及び停止命令		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第 125 条第 3 項		
法令番号	昭和 25 年法律第 214 号		
<p>【基準】</p> <p>法第125条第3項において準用する法第43条第4項の規定による。</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。</p> <p>3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。</p>			
備考	法第 184 条第 1 項第 2 号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 775

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
法令番号	平成元年政令第258号		
<p>【基準】</p> <p>政令第4条第3項の規定による。</p> <p>第4条</p> <p>3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:28169

担当部署： 農業委員会事務局

処分の概要	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等		
法令名 根拠条項	農地法第3条の2第2項		
法令番号	昭和27年法律第229号		
<p>【基準】</p> <p>法第3条の2第1項及び第2項の規定による。 (農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)</p> <p>第3条の2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者(前条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者に限る。次項第1号において同じ。)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合</p> <p>(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合</p> <p>(3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合</p> <p>2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第3項の規定によりした同条第1項の許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。</p> <p>(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	